

平成25年12月10日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第3日）			
出席議員 (10名)	1番 原 田 希	2番 寺 崎 太 彦	3番 橋 本 重 雄
	4番 碓 勝 征	5番 松 田 俊 和	6番 岡 光 廣
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 林 眞 敏
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 八 谷 伸 治	
	教育長職務代理者 教 育 課 長 小 野 清 人	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	
	総 務 課 長 池 田 豪 文	企 画 課 長 北 島 徹	
	税 務 課 長 白 濱 博 己	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	
	健康福祉課長 岡 義 行	振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男	
	生涯学習課長 吉 田 淳	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成25年12月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	4番 碇 勝征	1. 住民サービスとは 2. 環境美化 3. いじめ調査結果は
6	3番 橋本重雄	1. 土地改良区内の農地転用について 2. フォアス事業完了後の農業振興対策は 3. 三上地区の整備について 4. トイレの改修について 5. 堀川産業跡地その後 6. 中学校整備について
7	6番 岡 光廣	1. 企業誘致について 2. 町活性化、重点施策は 3. 農業と住宅環境の整備促進は
8	9番 林 眞敏	1. 防災について（自然災害） 2. 町づくりについて

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碇勝征君よりお願いいたします。

○4番（碇 勝征君）

おはようございます。通告順に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、住民サービスとはということで、住民サービスというのは、いわゆる社会に奉仕する、町民の皆さんに奉仕するというようなことの意味合いかと思います。来庁町民への姿勢はということで、受け入れ体制はどうあるべきかということをお尋ねしていきたい。

次に、要望、要請等ということでございますけれども、これはいわゆる住民サービスのための町民よりの要請なりがあります。要請とは願い求めるという意味合いが込められておると思います。そういうことで、住民よりの要望、要請等がございましたので、それを私受けまして、ここ数回ですね、申し上げてまいりました。

その中で、まず総務課長へお尋ねでございます。町道96号の檜寺線、町道97号の下坊所住宅線、町道102号の檜寺住宅線が交差するあの3差路がございます。これは事故が発生いたしておりますので、これらに対する対応ということでお願いをしましてまいっておりますので、経過なりをお伺いしたいというふうに思います。

次に、振興課長へお尋ねでございますけれども、これにつきましても何遍となくお願いなり、要望等がございましたので、それを受けましてまいっております。いわゆる町道2号線の下津毛三田川線、町道12号線の郡境坊所線、町道16号線の米多坊所線、町道96号線の檜寺線の交差する、いわゆる坊所三上地区の変則5差路の件でございます。これは、まさに長年の懸案道路でございまして、何回となく申し上げてまいっておりますが、これにつきましても経過と申しますか、本年度の取り組みと申しますか、そこら付近をお尋ねしたいと思います。

次に、企画課長へお尋ねでございますけれども、いわゆるこれも住民よりの要請等がございまして、私はつなぎまして申し上げてまいっております。御陵公園関係でございますけれども、整備につきましては、きちんとある程度整備をいただいております。それを受けまして、公園に入る手すりとか、トイレの設置とか、そういう要望がございましたので、おつなぎをいたしておりますし、この位置看板ですね、いわゆる位置、佐賀県内で天皇家の御陵というのは1カ所だけということで私聞き及んでおりますので、これはしっかりとPRと言えオーバーでございますけれども、この存在ですね、この位置の明示をすべきじゃないかということで申し上げてまいっておりますので、そこら付近の経過なりをお願いしたい。

さらに、御陵公園前のバス停がございます。先に町長のほうからも若干お伺いを申し受けておりますけれども、さらにその経過等をですね、よかったらお伺いしたいというふうに思います。

次に、文化課長へお尋ねでございますけれども、この関係で、宮内庁との協議ということで事前協議ですか、そういうことをやるということでお伺いしておりますので、そこら付近の経過をお願いしたいと思います。

次に、2番目の件で環境美化についてということでございますけれども、これにつきまし

ては、行政報告によりますと、不法投棄の防止ポスターの配布を区長さん等へ依頼したということもございますし、巡回監視活動もなされておるということは、報告を受けております。

私は、この美化条例の中にあります目的に、若干そぐわない部分があるんじゃないかなろうかということがございますので、そこら付近の環境美化について、課長の見解なりをお伺いしたいというふうに思います。

次に、3つ目の項目でいじめ調査結果ということで、これは県の中学校生徒指導連盟と佐大の准教授の方で調査実施がなされておるということで、我が町の小学校6年生、中学3年生のですね——県内全体の小6、中3の対象ということで1万6,000人を対象に実施がなされております。その結果は若干報道をされておりますのでわかりますけれども、我が町の結果ですね。これは、あらかじめ資料をいただいておりますので、大体目を通して、それらに若干触れていきたいと思いますが、担当課の教育委員会として、この結果を受けてどういう、感触といえはなんですけれども、結果を受けてどういうお考えかですね、教育長がお休みですけれども、小野課長のほうからそこら付近の調査結果の見解をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、大綱説明を申し上げて、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

4番碓勝征君の総括質問が終わりました。これから答弁を求めていきます。

第1番目に、住民サービスとは。来庁町民への姿勢はということで執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

おはようございます。私のほうより碓議員さんの住民サービスとは、来庁町民への姿勢はについてお答えいたします。

私たち自治体職員の基本理念は、地方公務員法第31条（服務の宣誓）にあります。本町に採用される職員は、条例により宣誓書である「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」の書面に署名、捺印をしたときから、町民の皆様方の負託にこたえるため日夜、業務に邁進しておるところでございます。

しかし、町民の方が玄関口の自動ドアを入れてこられたときの挨拶ができていないとの指摘がまれにあっております。来庁される方には、快く対応することを常に心がけておりますが、忙しいときにはお客様対応に追われて、来庁者を迷わせている場面がっております。このため、解消と住民サービス向上を目指し、来年度の機構改革にあわせ総合案内カウンターを設置し、対応していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから職員の宣誓云々と、これはもうまさにそのとおりでございまして、そういう心がけをしておるということは理解いたしますけれども、町民の声としてですね、今課長がおっしゃったようなこと等が、いわゆる庁舎に入ったときの職員の対応と申しますか、もちろん集中業務、一生懸命、業務遂行をしておるということで、対応が遅いということも私は理解いたしますけれども、町民の見る目というのはですね、入られて——役場に来られてですね、町の方が来られて、庁舎内をしっかりと見渡されるわけですね。

そういう中で、住民課だけに限ってはございません。全ての窓口でそういう職員の姿勢と申しますかね、目礼なり、ちょっと頭を下げるとか、そういう姿勢が欠けているように思われます。そういう住民の声があるということは、私も聞いておりますし、私自身もそういう経験がございますので、これはもうしっかりと基本に戻って対応をしていただくということが基本でございますので、今、課長の答弁、熱意は伝わりますけれども、そういう姿勢が若干見えるということで。

課長席が従来、窓口におられましてね、下がられたということでございますけれども、そういう係員なり、課長に対する窓口対応についての指導は、具体的にされているかどうか、ちょっとお聞かせください。

○住民課長（江頭欣宏君）

碓議員さんの窓口係の指導ということであります。

住民課は、朝8時半になりましたら、朝礼を行います。そして、きょう1日頑張っていこうということで指導をしておりますので、私はそういった形で、住民課の職員は頑張っておると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

毎朝、朝礼をしておるということでございますけれども、いずれにいたしましても来庁される町民の方はですね、目的を持って来庁されるわけでございますので、この対応については、速やかにやっていただく、いわゆるそういう課長が言われたようなことで係員の方も対応をされておると思うけれども、若干そういうやつがですね、ずれておるような現状があるということは、しっかり認識をしていただきたいということがございます。

要因としてですね、専用窓口がないということが一つあったかと思います。今回の定例で事務機構の見直しということで総合窓口ですか、住民記録係ということで設置をされておるようでございますけれども、それはそれとしてですね、いずれにいたしましても窓口、いわゆる事務所における皆さんは、来庁された皆さんに対するその対応が遅いという原因は、もう一つあるかと思います。いわゆる誰かが対応するんじゃないだろうか、いわゆる依存型ね。誰かが受け入れをされるんじゃないだろうかという、依存型の姿勢があるかというふうに私は思います。

そこで対応策として、今、課長のほうからは、そういう事柄等々が朝礼なり、そういうことをされておるということでございますけれども、住民サービスの基本的な事柄として職員の研修なり、もちろん、職員研修は初級、中級、上級ということで実施されておるかと思えますけれども、私は、住民サービスを徹底するためには民間の研修なり、そういう体験。例えば、自衛隊に入って体験研修をされたらどうかということ等も思うところでございます。

副町長にお尋ねでございますけれども、いわゆる課内の勉強会なり課長会等々ですね、住民サービスに対する勉強会等々の指導を、ぜひ機会を見つけてやっていただきたいということがございますけれども、副町長にそこら付近のお考えをお伺いしたいと思います。

○副町長（八谷伸治君）

おはようございます。碇議員の御質問にお答えいたします。

職員が日々行っている仕事は、言うまでもなく、町民の方に対する行政サービスであり、そういう意味では、職員はサービスの提供者と言えると思います。

そして、サービスの評価を受ける上で、また、業務を進める上では、挨拶や言葉遣い、身だしなみなど、また、対応するスピードなど、いわゆる接遇はその基礎、基本になるものだと思っております。この接遇がうまくできないと、住民の方との信頼関係を築くことができずに、円滑に仕事ができなくなるといったことにもつながっていくと考えております。

そのため、接遇の能力を上げることは業務を遂行する上で欠かせないものであると認識しております。

課長会、そういったものを含めまして、今後とも、末端の職員のほうまで、この接遇につきまして注意をしてもらうよう、また質の向上を上げてもらうよう、私のほうからも指示をしたいと思っております。また、必要であれば、研修等につきましても今後、町長とも協議検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

副町長のほうから前向きの指導をやるということでございますので、期待しておきたいというふうに思います。

今回、住民サービス目的ということになるかと思えます。事務機構の改正を提案されておるようでございますけれども、いずれにいたしましても住民サービス、私たちを含めてですね、町民に対する奉仕者と、仕える身であるということをしっかり認識すべきであるというふうに思いまして、常に住民サービスに支障が出ないような、原点に戻って言動をすべきであるというふうに思います。

住民サービスを徹底するがためには職員配置については、これはもう町の権限でございますので、私たちがいろいろ言うあれでございませぬけれども、いわゆる適材適所の配置を偏らない、公平平等に住民サービスができる体制づくりをやっていただきたいということを思

いますので、町長のほうから一言いただきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

碇議員の住民サービスの向上のための適正な人員配置というお尋ねに対して、お答えを申し上げます。

現在、68名とこういう中で、徐々に職員数をふやしていくことが目下最大の取り組みであるべきだと思っております。必要な人材、適材適所で配置したいと思いましても現在の人事異動では、なかなかそれが難しい現状がございました。

今後、人員増を図る中で適材適所、加えて、職員のキャリアの積み重ねにしっかりつながって能力を発揮できる人員配置を行うためにも、定員管理計画はまだできておりませんが、今後しっかりつくっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。2点目、要望、要請等の対応はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。碇議員さんの御質問に答弁申し上げます。

事故が起こった地点の交通安全対策上の改善でございますが、今年度の交通安全対策費の予算で交差点の囲い込みの標示を行っていきたいと思っております。ほかにも施工すべき箇所が何件かございますので、その分と合わせまして、一括して施工をしていきたいということで、計画しているところでございます。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

総務課長のほうからは、交差点の囲い込みですかね、そういうとで対応していきたいということをお伺いしました。

いわゆる交通標識なるものをやはり設置しないと、あそこも変則3差路みたいな感じの現状でございまして、車両人身事故が発生しておりますので、被害者からの要請も、これございました。そういうことで減速ゾーンなり、白線なり、注意書き、標識等々といろいろございましょうけれども、ただいま課長のほうから交差点の囲い込みという標示をやっていただくということを受けましたので、そういうことで、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。碇議員さんから私のほうの関係では御陵の関係ということでございましたので、お答えを申し上げます。

以前からお話をいただいております目達原古墳群の移設地に関します整備の一環といたしまして、看板の設置をというお話でございましたが、この看板につきましては、今議会の補

正におきまして総務費の施設管理費の消耗品という形で、その看板を購入したいということで予定をいたしまして、計上をいたしております。設置といたしましては、県道側のフェンスに大きく張りつけをするという方法で、現在は考えています。

それから手すり、それからトイレというお話がございましたけれども、この2件に関しましては平成26年度予算、新年度予算におきまして、それを予算化したいと、原課のほうでは考えをいたしております、今現在、それらの見積書などの徴取、それから、現地での協議、そういうものを行っております。こちらのほうでそういう要求を、上司のほうに認めていただくという形でお願いをしたいという段階にあります。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

4 番 碇議員のお尋ねの中でバス停名の変更についての御質疑がございました。

以前の議会でも申し上げました佐賀県バス対策協議会の理事ということで、私自身が、西鉄40番路線の御陵公園前のバス停名変更については、西鉄バスさんの負担では、大変過負担になるということがわかりまして、非常に設置は難しいという話になりました。

バス対策協議会で、地域のランドマークとなり得るバス停名の変更を、この実際、走らせている路線の中で手を挙げるところがあれば、そのための予算をつくらせていただきたいということを申し上げ、検討するという事になっておったと思います。

その後、県庁でその担当者の方々とお会いした——たまたまお会いすることがあってお伺いしたときに、前向きに検討しているという御回答をいただいておりますが、まだ正式にその佐賀県のほうで、バス対策協議会として行動されるかどうか、はっきりしたところは決まっておられません。

また加えて、その路線バスと地域のコミュニティバスの接続等ですね、これはもう重要な課題であるというふうにバス対策協議会では位置づけておりますが、そうした課題もある中での対応ということで、まだ不明確なところがございますが、引き続き、県のほうに要望をしてまいりたいというふうに思っております。

また、新設道路につきましては、御指摘の変則5差路につきましては、振興常任委員会のほうで3案ということで法線のほうを選択していただき、この法線に関係する地権者の方々の同意を必要としているというふうな状況にございます。

現在、限られた財政状況の中で、予算の中でより効率的に道路の供用まで向かうためには、やはり地元の同意がないことには進めないというふうに思っております、この法線の同意をもとに、初めてこの町としても計画をしていくことになろうかというふうに思っているところでございます。これは、新設道路全体にかかわることだというふうにお受けとめいただき、新設道路については、かような観点で、今後対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

おはようございます。それでは私のほうから、先ほどから御陵公園と都紀女加王墓の整備ということで、看板の件で私の場合は答弁をさせていただきたいと思います。

説明板につきましては、再三、この議会でもお答えしておりますが、その内容につきまして宮内庁との事前協議が必要だということで、御説明を申し上げております。

現在、今回新たに12月補正予算で計上させてもらっております看板につきましては、現在文化課のほうで原稿を作成中でございます。でき次第、宮内庁と事前協議に入っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

企画課長のほうからは、看板の設置については今議会で補正ということで計上しておるということをお伺いしました。ありがとうございました。

手すり、トイレ等につきましては、次年度の当初のほうに要求をしていくということでございますので、ぜひこの取り組みにつきましては前向きに進めていただきたいというふうに思います。

前回から申し上げておりますように、この地は、いわゆる県道の上峰町というメイン通りの施設公園であるということでございますので、景観を大事にすることが第一義でありますし、この御陵公園の存在をきちっと明示するということが大事であろうというふうに思いますので、どうぞそういうことで、よろしくお願いいたします。

町のほうからはバス停の名称変更ということで、バス協議会のほうでの議論をしていただいておりますので、これにつきましても、ぜひ実現できるような方向でお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、新設道路の関係でございますけれども3案が今策定をされておりますので、この3案の中でどれがいいものか、これにつきましては3案の中で進むということでございますので、いわゆる地権者の同意は当然必要であるかと思っておりますけれども、その取り組み姿勢というものをもう少し前面に出していただきたいと、これは、本当に改良するあの地に賛同された皆さんが400名近くおられるということで、まだ取り組み方向と申しますか、どういう形式になっていくんだろうかという期待感を持って対応をされておるという現実でございますので、これにつきましても積極的に、もちろん大きな事業になるかと思えます。

昨日の同僚議員からもありましたように、いわゆる三上地区は、確かにあの道路の改良については遅滞しておるという現状でございますので、相対的にその管理も含めまして、三上地区内の、いわゆる三上北のほうですかね、あちらの道路とこの交差点、これをあわせてぜひ前向きで防衛省の補助なり、いずれからの補助をいただければ、大変な事業になるか

と思いますので、そういう意味で前向きに取り組んでいただきたいということをお願いいたしておきます。

文化課長のほうからは説明板の内容を、今、策定中であるということでございますけれども、私は、もちろん、その内容も大事かと思いますが、これを地元からこういう声が出ておるということで、私は事前協議はもう既に入って実行されておるんだらうかという期待感を持っておったんでございますけれども、今聞くとおるところによりますと、案内説明板の文言等々が整わないと、事前協議ができないというのは、少し私はスピード感がないんじゃないかというふうに思いますので、これはもう積極的にですね、説明板の内容等々もございましょうけれども、こういう位置看板の設置等々についてのあらかじめの事前協議と申しますか、それは、ぜひ推し進めていただきたいということをお願いいたしておきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「課長、お願いします」と呼ぶ者あり）

○文化課長（原田大介君）

宮内庁との事前協議の件でございますが、最終的な文言の確認を宮内庁としてはしたいという御意向です。それでちょっとおくれておりますが、なるべく早く進めていきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。2番目に、環境美化ということに質問があつております。執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

環境美化についてでございます。

12月の行政報告の中で環境係という形で、9月18日からということで、10月17日までの1カ月間、毎日、全国一斉に実施されておりますということで上げております。そのポスターがこれでございます。このポスターを区長さんをお願いしております。このことにつきましては、上峰町の空き缶等散乱防止及び環境美化に関する条例（平成6年6月30日条例第21号）によって制定されて、この条例は、空き缶等のごみの散乱を防止し、地域環境美化の推進を図るため町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって、町民の快適な生活環境の創造と美しい町づくりに資することを目的とするということで条例化されております。それで、第18条に環境美化推進員ということで、町長は地域における環境美化の促進及び保持に関し、環境美化推進員を選定し、協力を求めることができるということで、今現在、御案内のとおり、環境美化推進員さんについては区長様に町長が委嘱して、お願いしておる次第でございますので、そういった意味を踏まえて、行政報告はこういった形で報告をさせてもらっておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（碇 勝征君）

課長のほうから、不法投棄のポスターは区長さんに、あと環境美化推進員さんですかね、いわゆる区長さんに今お願いしておるということをお伺いしました。

それはわかりますけれどもですね、この美化条例の第1条にある目的にあるように、町民の快適な生活環境の創造と美しい町づくりに資するということで目的が定められてあります。

私が申し上げたいのは、実は環境美化推進の町ということで看板設置を町内のほうに、設置をされておるようですけども、この美化推進の町の看板、何カ所設置をされておりますかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

済みません。まだ未熟者でございまして、設置箇所については把握しておりませんので、今後、把握していきたいと思えます。

どうかよろしくお願いします。

○4番（碇 勝征君）

環境美化推進の町って、まず役場の目の前にどんと一つあるわけですね、役場の目の前に。ああいう大きな看板を設置されておるのに、箇所の把握はできていないということは、ちょっと課長、そこら付近は姿勢が少しどうかと言わざるを得ない。環境美化推進の町という大きなあの看板が役場の前にありますね、あの看板ですよ。

住民の皆さんから見たとき、私も確認をいたしましたですけども、基本的なこの環境美化推進の町ということで明示をし、設置をされておる。住民の方から見たときに、本当に美化活動に取り組む姿勢があるんだろうかという、そういう疑問を感じたということで私のほうにもお話があり、私も、それは実は確認をいたしました。もちろん不法投棄防止活動もよろしいですけども、もう設置をされたこの看板が余りにも放置されておるような状況下が見えるわけですよ。だから、住民の皆様は、そういう環境美化、いわゆるポイ捨てとかそういうことでもありましようけど、そういう認識も上がってきておりますよ。しかし、この看板が余りにも置き去りにされているような状況下にあるわけですよ。課長はその場所がよくわからんということでございます。

実はですね、農村婦人の家の前にあるんですよ。これが全く字が消えてしもうてね、塗料もなんもかんも消えてですね、ほかの看板と並列でありますから目立たないような状況下にもなっておるし、そういう町が設置をした、この環境美化推進の町という大きな視点に立ったところでの看板設置でございますので、ここら付近は、主幹課長として巡回監視活動ですか、パトロール等もやっておられるようでございますけれども、これは美化条例にそぐわないような現状が見えておるということでございますので、これは日ごろからのチェックが私は怠っているんじゃないかろうかと言わざるを得ない。そういうことで、これは早急にこの対応をするかということをお内部協議されてね、取り組みをしていただきたいと思います、ど

うですかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

今、碇議員さんの御指摘を胸に受けとめて、早急に町内全箇所をチェックいたしまして、対応していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。3番目のいじめ調査結果はということで、執行部の答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。碇議員からいじめ調査結果は、我が町小6、中3の8項目の内容はという御質問でございます。

いじめに関するアンケート調査は、本年25年の6月に実施をいたしました。これにつきましては、先ほど議員言われましたとおりに、佐賀県中学校生徒指導連盟というところが実施をいたしております。

このアンケート調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、無記名で実施をいたしております。お手元に資料として差し上げていますように、調査項目は8項目でございます。

このアンケートは従来の、今現在のいじめの実態を調査することが目的ではなく、学校生活全般について質問をされていて、小学校は6年生ですので、当時、過去5年2カ月間、中学校は3年生ですので過去2年2カ月間の体験と心情を尋ねています。

したがって、このアンケート結果は、当該学年、学級のものとは限らず、学校全体で子供の声として、受けとめるよう指導をされています。

先ほど検証をしたかということでございますので、お手元に差し上げている結果表を見ますと、県内平均と我が町の小・中学校の平均を載せております。下回っているもの、上回っているものがそれぞれあります。そのような行為をした者、また見ていた者と、それぞれいますが、教育委員会ではいつも教職員には、子供に対して目配り、気配りを実施するように指導をしておりますが、このような数字があるということは、教職員の見えない場所で、見えないところで、少なからず人間関係のトラブルがあっているということが判明いたしました。各学校にはこの数字を十分に検証し、児童・生徒の相談体制の充実や相談しやすい環境の改善などを行い、これまで以上に気配りを行うように実施してまいります。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

課長のほうからは、この結果を踏まえて学校現場等々への指導をしっかりやっていきたいということのようでございます。

私はこの調査結果を見た中で、県の全体的な結果公表によりますと、3名に1人が何らかのいじめ被害を経験しておるという調査結果が出ております。我が町で見えますと、小学

校で言えばですね、一番高い数値からいきますと、悪口、からかい、おどし文句を受けたことがあるというようなことを49%の——これは小学校でございますけれども、見えとる。平均的には小学校で30%の、そういう事柄を受けておるという事実が出てきております。中学校でいきますと25.5%、いわゆるこの項目はふざけながらたたいたとか、蹴ったりしたとか、そういうことがあったというふうな数値が出ておるようでございます。

従来からこのいじめ等々についてはどうかという質問、私を含めて、同僚議員のほうからもたびたびあったようでございますけれども、地教委としては、そういう現実はないということを経験現場からの報告かと思っておりますけれども、教育委員会としても、その把握はできていなかったというふうなことがあるようでございますけれども、現実的にはですね、もちろん小学校6年生の皆さんは、1年から5年、現状まで含めたところの学校生活の中でどうであったかと、中学校につきましても、3年対象でございますけれども、生活の中でどういう体験といいますか、そういうことがあったかというふうなことのようでございます。

そういうことで聞き取りがあっておるわけでございますけれども、特筆すべきは、自分がしたと。いわゆるいじめという言葉は今回の調査では使わないように、複数の人から悪口やからかい、おどし、無視、ふざけ、仲間外れ、ふざけたたく、強くたたき、そういう等々の項目がありますけれども、そういう中でじゃあ、どういう内容であったかと言いますと、自分がされた、周囲で見ていた——いわゆる傍観ですね。自分がした——加害ですね。こういう数字がもう明らかに出てきておるわけですね。

自分がしたと、「どうしてそんなことをしたのですか」というふうな問いにつきましては、一番多いのが「気に入らないからやった」、それから「周りがしていたから、それにつられてやった」とか、「自分もしないと何か言われる」とか、そういう自分がやったということに対してのまた内容を突っ込んでの設問がですね、もうそういう事実が出てきておると。で、それを実行したとき、いじめ等をしたときにどんな気持ちでしたかということの設問については、叱られるのが心配をしながらやったとかですね、やった後でかわいそうと思いながらもやったとかですね、おもしろいからやったとか、全く感覚がないとか、そういう等々の実例がこのデータから出てきておるようでございます。

じゃあ、その先生の対応はどうであったかという設問に対して、「適切な指導をしてくれた」、「指導はしたが、何も変わらなかった」、「何もしなかった」という3つの項目が設問の中で示されております。いずれにいたしましても、そういうこの設問等々につきましては、子供さんの切実な現実を私は答えてやられておるように思います。

この調査方法については、いじめという言葉は使わないでほかの表現——悪口やおどしとか、無視や仲間外れとか、ふざけたり云々と。それから特筆すべきは、調査項目の中に、お金や持ち物を隠したり壊したり捨てたり、そういうことをしましたかとか、そういう項目も実は入っておるわけですね。

今回の調査につきまして私は、加害者の立場、被害者の立場、それから、目撃した、いわゆる傍観者ですね、この3つの視点に立った調査項目がなされておるといふふうに確認をいたしました。まあこういう結果を受けて、現実的にいじめがなされていたということが私は判明したんじゃないかならうかというふうに思うわけでございます。

それで、今後、この調査内容が大きく展開するようにならないような、いわゆる大きな問題にならないようなことに、地教委としては取り組んでいただきたいということがございます。

実例でありましたように、皆さん御承知のとおり、滋賀県の大津中学校2年生の男子の事件なり、広島、中学3年生の女子の子供さんのみずからやった行為、いわゆる自殺でございますけれども、こういう実例がございます。

被害を受けた子供さんも、実は先生にも相談をしておるといふ現実がここで出ておりますので、先ほど申し上げました3つの項目、「適切な指導があった」とか、「指導をしたが、何も変わらなかった」、「何もなかった」といふふうな、そういう中身がございますので、私は、今後この上峰町におきましても大きな問題が生じないような、いわゆる日ごろからの防止対策が必要であるというふうに思います。

広島市の教育委員会の調査委員会の報告によりますと、いじめの加害者となった同級生だけではなく、学校にも自殺の原因があったんじゃないか、いわゆる指導力不足、これがはっきりと広島市の教育委員会の調査委員会では報告が出されております。

今回は、国のいじめ防止対策推進法に基づいて、町としても、この問題認識を確認しながら条例が今回出されておるようでございます。

私はさらに申し上げたいことは、報告にもありましたけれども、いじめ被害が発生して、相談しにくい、相談をしなかったという、この数値もかなりの大きい数字が出ておるわけですね。だから、その受け入れ体制なり、またいじめを見た子供さんが傍観者にならないような、いわゆる相談しやすい学校づくりをしていただきたいということもございますし、日常からの先生と子供の信頼関係を築いていくことが大切であるということも、専門家の御指摘もあるようでございますので、これら等々を含めて、教育長お休みのようですが、課長のお話はお伺いしましたので、また、上峰町の長としてこの問題の取り組み、今後どうあるべきかという事柄等を、町長のほうから一言いただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

碓議員のお尋ねでございます。あつてはならない、いじめに対する厳正な措置を国のほうでも昨今、いじめ調査についての、教育委員会内に調査委員会を設けることができる法案が成立し、本町においても、議会の御同意を得ながら、この対策調査委員会が設立されることになりました。

これまで調査といいましても、なかなか教育委員会の中では、調べることはできなかった

わけであります。大津の事例、大阪市の事例等々があり、町長部局、首長部局に対策調査委員会を設けるような動きもございましたが、やはり行政委員会の中立性という中で、国のほうもようやく対応を見てきていただきました。これに基づき厳正な対応がなされると思います。具体的には出席の停止であったり、さまざまな指導、また、これは警察の関係の御意見も頂戴することができるものというふうに思っておりますので、いじめが実際いじめということではなく、刑事的な問題に取り扱われていくことになると思っている意味では、いじめを抑止、防止する一助と成り得るんじゃないかなろうかと期待しているところであり、教育委員会の皆様方の対応を見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○4番（碓 勝征君）

町長のほうからお話いただきましたが、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいし、また、教育委員会としても、しっかり前向きでこの対応をしていただきたいというふうに思います。

私は、子供さんが親からいただいた命であります、御先祖からいただいた命でございます。これをみずから命を絶つようなことがないように、また問題発生をしないような方向で、この命を大事にしなければならないということを強く申し上げて、この対応につきましては、よろしく取り扱いをしていただきたいということで終わります。

○議長（中山五雄君）

これで4番碓勝征君の一般質問が全て終了いたしました。お疲れさまでした。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10時45分まで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○3番（橋本重雄君）

皆さんおはようございます。ただいま一般質問の許可を得ましたので、一般質問の通告書によりまして質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、土地改良区内の農地転用についてということで、以前私のほうが質問を出しておりまして、なかなか転用が難しいという返答を得ておったわけですがけれども、現在転用が、私がお話をしていた部分の箇所が転用の許可が出て工事も進んでいるようでござい

す。それで、転用できなかった理由と、今回、転用できている理由がどういうことになったのかということの説明をお願いしたいと思います。

2 番目の項目として、フォアス事業完了後の農業振興対策はということで、これはほかの議員にもおっしゃってございましたように、米、麦以外の畑作物等の指導ということで、フォアスを事業完了後は畑作にも適する土地になるということで期待をされておりますので、こういうものにつきましてはある程度リーダーシップが必要だと思います。それで、以前は野菜部会とか果樹部会とか、そういう部会ごとに補助金等も流れて、そういう人たちが先頭に立って指導をされておりましたが、現在そういうものもほとんどなくなっている状態でございます。したがって、この事業が進むにつれてそういう指導も必要になるんじゃないかということで役場のほうのリーダーシップをとっていただいて、特殊作物みたいに収益力のある作物を推進するような形で持っていく必要があるんじゃないかと思っております。それで、役場としての指導はどのようなものを検討しているか、お尋ねいたします。

続きまして、3 項目めですけれども、三上地区の整備についてということで、私これは何回も質問をしておりますけれども、やはり農地が、特に圃場整備地域内にはフォアス事業が入りましたので、転用がききづらいということが当然考えられますので、上峰の財政を豊かにするためには、やはりどうしても宅地化を進めないと固定資産税がふえないということもありますので、上峰町を見渡してみますと三上地区が一番の宅地としての適地じゃないかというふうに考えられます。三上の地域については先般の資料の中にも請願が平成21年の9月にも出ていますし、変則5差路の分も出ておりますので、部分的なものじゃなくて大々的に、やっぱりどういうふうに進めていったほうがいいのかという総合的な計画が必要じゃないかというふうに思います。水路や道路の基本的な整備を早急にされるように検討をしていただきたいなというふうに思っております。この間のかみちゃりグランプリるとき、町長も財政もだんだんと上向きになってきておりますというふうな御挨拶をされておりましたので、もうそろそろ計画ぐらいはつくってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

続きまして、4 番目に、トイレの改修についてということでございます。県のほうで今身近なユニバーサルデザイン推進事業ということで、洋式トイレにかえれば補助金を出しますよというふうな取り組みがなされておるわけですが、今、役場庁舎とか町民センターとか見てみますと、身体障害者用のトイレにつきまして、一応、洋式トイレにはなっておりますけれども、暖房便座とウォシュレットというのがついておりませんので、この暖房便座とウォシュレットの開発の経緯をトイレメーカーの方に、私、うちにトイレを改修するときに聞いたわけですが、発明した原因は身体障害者のためにこれが発明されたそうでございます。したがって、やっぱり弱い者に優しい対策というのが必要だというふうに思いますので、全部を暖房便座とウォシュレットとは言いませんけれども、せめて障害者用の分だけでも設置をしてもらえたらなというふうに考えております。

続きまして、5番目の堀川産業跡地その後ということで、前回は質問をいたしておりましたが、今回もまたその後の経緯についてどういうふうになっているか、お尋ねしていきたいと思います。それと、最近はテレビのコマーシャルにも出てきておるようですけれども、要するにソーラーを設置する土地を求めていますというようなPRがあつておりますので、1社の契約じゃなくて何社か条件のいい会社から借りてもらうほうがいいんじゃないかなという気もしますので質問をしております。

続きまして、中学校の整備についてということで、大規模改修の予定を平成27年度からですかね、されておるわけですが、その大規模改修の中に廊下の修理等については対象外というような説明を受けましたので、対象にならないということであれば、早急に町の単独事業でも整備してやるべきじゃないかというふうに感じましたので、ここに上げております。生徒はもちろんのこと、父兄、外来者の方が来られてあの状態を見ると、上峰町の姿がありありと見えるんじゃないかというふうに思われます。やはり子供たちは環境のいいところで育てないとなかなかいい子供は育たないというふうに思いますので、早急にこういうものにつきましては進めてもらわないといけないんじゃないかというふうな気持ちがしましたので、ここに質問をしております。

以上、6項目について質問をしておりますので、御回答のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上で大要説明を終わります。

○議長（中山五雄君）

3番橋本重雄君の総括質問が終わりました。これから答弁を求めていきます。

第1番目に、土地改良区内の農地転用についてということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、橋本議員の土地改良区内の農地転用について前までの質問では転用できないということであつたが、現在、転用許可が出て工事も進んでいるが、その理由はということで質問が出ております。その質問に対してお答えをしていきたいと思います。

この質問につきましては、今現在、坊所団地の対面にある土地の農振除外のところと思います。これにつきましては、平成24年の6月議会で議員の一般質問に対する私の答弁といたしまして、平成21年の農地法の改正により農振除外の厳格化が盛り込まれ厳しくなっているという答弁を行っております。当時、その平成24年6月議会の数日前にもこの事案、先ほどの事案、古賀氏の分譲住宅の関係なんですけれども、につきまして県のほうから来庁され、県としては県営かんばい事業受益地については、27号計画には同意できないという旨の指導があつております。その後に先ほどの議会があつたわけでございますけれども、この27号計画といいますと、農業生産基盤整備事業、土地改良事業の完了後8年を経過しないと宅地転

用等ができないということで、それをするにはその27号計画をつくるということになっております。ただ、県といたしましては、その21年度以降の農地法の改正により3種農地であっても27号計画に対しては、先ほどの土地改良事業、8年を経過しないと賛同できないという旨の指導がっております。そのときにこの27号計画にかわる26号の2の紹介をされております。この26号の2につきましては、農振法の施行規則4条の4の第1項第26号の2のことでございますけれども、内容につきましては、市町村が条例に基づき住民意向を反映して地域の農業振興の観点から定めた計画において農用地の保全、効率的な利用のために区分した非農用地予定区域に設置することとされている農村活性化施設などについて公益性が特に高いと認められる施設の用に供する土地として優良な農地であっても、農用地区域の変更が可能となり農地転用が可能となりますということで、要は上峰町で要するに、そのような形の農振地区から外す条例をつくって、その部分を開発的にやっていきたいというような計画でございます。これは先ほど言いましたとおり、議会の条例事項でございます。

しかし、県によりますと、その後、県内の実情を調査されております。26号の2ではなかなか対応できない事案がほかの町村でも見られるということで、再度27号計画について県のほうは協議されております。その結果を同年8月に説明に来られております。内容につきましては、基本26号の2の条例計画によるべきであるが、市町の判断は尊重せざるを得ないこと、また、その条例計画になじまない事案も見られること、そして、農地区分が2種、3種農地で許可基準があること、かつ合理的な土地利用であることを原則とし、27号計画については同意するというような県の結果が出ております。本町といたしましても、この26号の2及び27号計画による農振除外につきましては、その後検討いたしまして、本町といたしましては従来どおりこの27号の計画でいくということで現在至っておるところでございます。

○3番（橋本重雄君）

要するに、県の考え方が変わったということで理解してよろしいわけですね。そしたら、今後についてもそういうふうな後継者がいないとかという関係で転用の許可が、申請が出た場合については、許可はできるということで解釈していいわけですね。まあ、その条件はあると思いますけれども。

それで、ちょっと私も尋ねてみたんですけども、何か副町長さんが県のほうに行ったら一発で許可が出ましたよというふうな話聞きました。そういうことで、副町長としてはどういうふうなことを県のほうにお願いされたのか、お披露を願えればと思います。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員のお尋ねで副町長の答弁を求められておられるところでありますが、副町長就任が7月でございまして、この事案昨年8月の説明があった後、今、言われましたように、県からの回答が基本は26号の2の条例計画によるべきであるが、市町の判断は尊重せざるを得ないと。また、条例計画になじまない事案も見られ、ほかの市町にあるからうちも認めな

ければいけない、これ極めて基準として不明確なんですよね。だから、今後についても県がこういう対応がなされるべきでないというふうに、私はその当時思っていました、26号の2をまさに議会の皆様方の協力をいただきながら、橋本議員からの御質疑だったと思いますけれども、議会の皆様と条例化して対応したいということで進めていこうと思っておりましたが、結局、27号計画を推奨されているような内々の話をいただきまして、27号計画を12月議会に、27号計画でいくことになると思いますということを私が申し上げて、橋本議員からもその計画を着々と進めてほしいと、こういうことで回答いただいております。極めて不明確な県の対応は農地法の平成21年の改正を厳格に読み解こうとする全国的な取り組みから、流れとしては柔軟に対応するような流れになったのかなという意味ではですね、今後については27号計画をもとにした転用の農振というのは、私どもが平成21年の農地法改正以降言ってきた県の厳格な対応からは緩和されていくのでなかろうかというふうには思っております。しかしながら、その理由が不明確でありましたから、必ず今後も県のほうがその許可をおろすかどうかということについては、なかなか私どもとしてはっきり申し上げることはできないかなと思っております。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁でわかりましたけれども、今後耕作する人たちがだんだん年をとっていくわけですので、後継者がいる家につきましては問題ございませんけれども、後継者がいない家庭についてはある程度処分をするより仕方がない状態になると思うわけですので、この27条ですかね、その施行をやってもらえばいいかなと思うんですけれども、国の政治というものは簡単なもので、絶対農地は減らさないというような言い方をしているかと思うと、こういうふうな状態で簡単に変える。こういうやり方に対して、やはり国民は不信感を持つわけですよね。したがって、役場のほうも一緒ですけども、ある程度住民に対して有利になるような方向で努力をしてもらって、町が発展するように進めていってもらえなというふうに思って、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）手が上がっております。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの橋本議員の質問の中で、国の考え方が変わるとおっしゃられましたけれども、あくまでも国は厳格というのは曲げておりません。今後、会計検査においてこの農振除外についての指摘等はますます厳しくなるということでございます。あくまでも先ほど私が申し上げましたのは、県の考え方がこのように変わったということで理解をお願いいたします。

（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

済みません、今、江崎課長が申し上げたとおりでございまして、失礼しました。2種、3

種農地に限ってですね、改正後は農用地区域内の農地や甲種農地、第1種農地については原則不許可で、2種、3種農地について、そういう場合があるというふうな回答でございます。

○議長（中山五雄君）

橋本議員いいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。フォアス事業完了後の農地振興対策はということで執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからはフォアス事業完了後の農業振興対策、米、麦以外の畑作物等の指導につきまして答弁申し上げます。

昨日のフォアスの関係の答弁と重複することがございますけれども、御了承いただきたいと思えます。

フォアス事業につきましては、平成26年度北部地区と碓地区をもって圃場整備地区内の事業が完了する予定でございます。議員質疑のこの事業完了後の農業振興対策、特に米、麦以外の畑作物の指導ということですが、議員御承知のとおり、役場におきましては農業技術者という職員がおりません。私としては現在九丁分地区の農地を試験田として借りられ、米、麦、大豆等の実証実験やその報告会を行っております、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、略して農研機構と申します。この農研機構につきましては、フォアスの共同開発者でもあります。今後はこの農研機構の力をかりながらフォアス圃場での実証実験による成果や問題点を共有する組織づくりを行い、そこには農業者のほかに農業者団体、三神農業改良普及センターやJ A、土地改良区等の方々もその中に入ってもらい、将来的には三神農業改良普及センターやJ Aにフォアス圃場での営農指導等を担っていただきたいと思っていますところでございます。

○3番（橋本重雄君）

きのうも答弁があっておりましたように、そういう農研機構のほうにお願いをして将来の畑作の推進を図っていききたいというふうな考えでございますけれども、やはりある程度は役場のほうもリーダーシップをとっていかないとなかなか事業は進まないんじゃないかと思えます。また今回、振興課も産業課と分かれるということでございますので、仕事の範囲もぐっと減るわけでございますから、ある程度の仕事をするためには、やはり庁内のリーダーをつくっていった推進をしなければならないんじゃないかというふうに思います。以前の農業は活気があったような気がします。最近はどう何といいますかね、そういう部会とかも何もないような形になってじり貧な状態でありますので、やはり活気のないところについての発展はありませんので、役場の職員の方たちもそこら辺をしっかりと認識して、やっぱり先頭に立って指導をしていくような形で進めてもらいたいと思いますが、町長の考え方をここで御披瀝いただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員のお尋ねでございますフォアス事業について、役場としましてはこの事業を行っていく上で、ほかの市町の方々からは上峰町の農業基盤整備事業で活気があるねという評価をいただいているとある人から聞いたことがございます。この事業を進めてこられた関係の皆様方に感謝するとともに、私どもも誇らしく思うと同時に、これの基盤をもとに農政のターニングポイントに来ているこの時期に、これから畑作との転換について私どもも積極的にかかわっていく必要があるというふうに思っております。ゆえにこの技術者といいますか、農研機構のほうからのフォアスの開発者でございますので、技術的な御指導賜りながら農業に従事の皆様方に、このフォアスについての扱い方というものを御指導いただく場を積極的につくっていきたいというふうに考えております。

○3番（橋本重雄君）

フォアス事業につきましては、膨大な資金を活用して工事をやるわけでございますので、宝の持ち腐れというようなことにならないようなことで今後進めていただきたいと思います。これで以上、この項終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。3番目の三上地区整備についてということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の三上地区の整備についてという、道路、水路の総合的な開発計画が必要だという御質疑に対しお答えを申し上げます。

冒頭に申し上げられましたように、この三上地区については総合的な開発が必要だという御意見は納得できるなというふうに思っております。財政もよくなってきたと申し上げたと同時に、改善されたところから徐々にできる範囲で予算をつけていくとも申し上げている以上、各三上地区の請願状況見ましても、この要望箇所を見ましても、一つ一つの対応はやはり財政状況をもとにした形で優先されるべき場所は決まってくるべきだというふうに思います。一つの視点としては同意がとれているか、また、民間開発企業等の誘導による町費負担の軽減ができるか、こうしたことをもとに臨機応変に優先順位が決められるべきだと思います。と同時に、やはり議会の請願の状況というものもございまして、これは非常に議論があるところでありますので、総合的な開発ができる予算組みができたとき、例えば、交付金やら補助金の拡充、それがあつたときにですね、または景気対策等の予算で町費、町として大きく計画を構えられるときは、そういう対応がなされるべきだろうというふうに思っているところです。

さて、各個別の案件を見てまいりますと、実際さまざまございまして、北部地区については平成21年の9月議会で請願採択を受けておられます。続いて、平成23年の12月議会では

三上地区の道路整備の請願ということで、これも採択をいただいております。また、吉富議員の一般質問資料としてお配りさせていただいております南部の東西3号線、また、予定道路等については、まだ調査もされておらず同意もとれていないというような状況です。新設の道路について現状、景気対策や交付金がない状況の中では総合的な開発計画が立てられませんので、一つ一つの案件を申しました同意がとれているか、また、請願が採択されているか、そうした視点で考えていくべきだというふうに思っております。

費用対効果の議論を申し上げますと、優先度は変わってくると思いますけれども、何事も財政を優先すべきという視点では民間開発の誘導が可能になった場合、費用対効果が高い事業であれば町費負担を抑えることにもつながるということで、また優先度も変わってくるということで考えておりまして、総合的な開発計画が必要ですが、現状それが組めない以上は、個々の新設道路についてはそのような視点で考えていくつもりでございます。また、水路についても、この三上地区内全体の道路の開発と同時に、水路の改修、水はけの悪い地域だというふうに聞き及ぶところがございますので、あわせての改修がもっとも効率がよいと、町の財政的にも効率がよいというふうに思っているところです。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

町長が今お答えされたようなこともわかるわけですが、実際に三上地区を歩いてみますと、もう虫食い状態で結構開発が進んでいるわけですね、それで、町としての大きな計画があると、それに対して業者さんにも協力を願ったりするわけですので、ある程度のやはり計画はつくったほうがいいんじゃないかというふうに思います。それで、また虫食い状態になると、あと余計金がかかって見栄えもよくないというふうな形になりますので、そういう面も考慮されて、計画づくりというのはそんなに金のかからないと思いますので、なるべく早く総合的な計画をつくって、うちはこういう計画がありますから御協力をお願いしますというような業者さんにも言えると思いますので、そういうことで早急な総合的な計画をつくってもらえればなというふうに御要望をいたしておきます。これでこの項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。4番目のトイレの改修についてということで執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。それでは、橋本議員のトイレの改修について、身近なユニバーサルデザイン推進事業が県において取り組まれているが、役場庁舎の身体障害者のトイレに暖房便座とウォシュレットの設置はできないかというお尋ねをいただいておりますので、私のほうからまずお答えをしたいと思います。

まず、県のユニバーサルデザインにつきまして、この事業のその中で特に市町村自治体に

関連します部分のみの説明を一部させていただきたいと思います。

県では、トイレ洋式化の補助を始めますといううたい文句で11月11日からトイレ改修事業の募集を県の地域福祉課において行っておられます。事業期間が平成25年度から平成27年度、それから、補助対象は公共施設のトイレの洋式化などの工事費、それから補助額は市町の施設の場合は1スペース当たり100千円。それから、今年度の受け付け期間につきましては、平成26年、来年の1月31日までというものが県の事業の概要でございます。

さて、御質問の役場庁舎の身体障害者トイレにつきましては、既に洋式化がされておりますので、今回の県のユニバーサルデザイン推進事業の対象にはならないというようなことでございます。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたように、庁舎に来られる身体障害者の方を初め、一時的にけがをされた方とか、妊婦の方とか、そういった皆様には単に洋式化をされたトイレよりも暖房便座、それからウォシュレットが設置をされているトイレのほうが望ましいということは我々としても承知をいたしております。

さて、県の事業の話が伝わってまいりました時点で役場庁舎の身体障害者トイレの改修を行った場合幾らぐらいかかるかという費用の見積書につきまして業者の方に協力をお願いして出していただいております。見積書がこの議会直前、12月上旬に届いております、これはまさしく概算でございます、例えば、庁舎で申し上げますと、1階ごとに身体障害者トイレございますけれども、それを一度にやるとか、2カ所やるとか1カ所やるで少し数字が違いますので、概算ということで御承知おきをお願いしたいと思いますが、1カ所を改修する費用といたしましては、約500千円程度かかるということでございました。そういう数字が出ましたので、私どもの担当課といたしましては、県のほうがユニバーサルデザインを推進していると、補助対象にはならなくても県全体でユニバーサルデザインを推進しているということなどを踏まえて本町でできるものとして、まずは役場の庁舎の1階部分の身体障害者のトイレの改修というものを単独事業として取り組めないかということを検討して、できましたら新年度予算にということで現在協議をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

一応庁舎の分については県の補助の対象にはならないということでございまして、1階、2階、3階とあるわけですがけれども、とりあえずは1階の部分だけでもということで今お話をいただきまして、少しは前進したかなというふうに思っております。今回の補正予算を見ますと、固定資産税も結構ふえておりますので、500千円ぐらいの金はすぐできるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、やはり特に冬場は便座がやっぱり冷たいと出るものも奥に引っ込むような感じになりますので、なるだけ身体障害者の方、特に弱者には優しい政治をということになっておりますので、よろしく願いしておきます。

一応、この項終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。5番目、堀川産業跡地のその後は、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

橋本重雄議員の堀川産業跡地その後、ソーラー施設の契約状況はというお尋ねにお答えを申し上げます。

9月議会後の取り組みとして経過を申し上げます。平成25年11月7日に株式会社九電工より経過の報告をいただいております。堀川産業跡地の活用について株式会社九電工の太陽光発電事業として1,008キロワット、太陽光パネル4,032枚を発電する事業を実施することについて、株式会社九電工より株式会社九電へ接続検討の事前相談を行った結果、了承されたため、正式な接続申し込みを行うということになっております。平成25年11月14日、鳥栖土木事務所と現地立会により打ち合わせを行いまして、太陽光発電設備を設置するに当たり、船石側護岸の樹木伐採を要請しております。また、平成25年11月29日、株式会社九電工より経過報告を再度受けまして、平成25年11月8日に九電工より行われた接続契約申し込みについて、11月18日付で九電より接続申し込みの承諾がなされております。これにより九電工の太陽光発電事業が正式に実施できる運びとなりました。現地立会による打ち合わせも行っております。同日11月29日であります。現地立会にて樹木伐採、構造物の撤去、境界の復元等に関する協議を行っております。

以上がその後の取り組みでございます。

○3番（橋本重雄君）

この件につきましては、前回もお尋ねをいたしまして議会と協議をしながら進めていくというふうな答えをいただいていたと思うわけですが、そういうふうに今、説明があったような状況で進展をしておるということで、契約についてはまだやっていらっしゃるということですね。そいじゃ、その契約時点になれば詳細についての説明会等もなされるつもりですか、お尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

橋本重雄議員のお尋ねにお答えします。

現在、事業の流れとしましては、平成25年2月末（133ページで訂正）に予定しております接続契約の締結へ向けて町の企画課を中心に協議を行って報告等をいただいているという状況でございます。契約が締結され工事着工の開始までに議会のほうにもお示しをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今、説明をいただきましたけれども、私の聞き違いかどうかはしれませんが、平成25年の2月ということでおっしゃいましたけれども、平成26年の2月でしょう。多分そういうことになると思いますので、それにつきましてはその時点に至る前に詳細について議員のほうにも御披瀝を願いたいということで、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。6番目、中学校整備について執行部の答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

橋本重雄議員の中学校整備についてという御質問でございます。

私、教育課に来まして3年になるんですが、議会のたびに中学校の廊下はどうかならないかということで、私、その折に平成27年設計、二十八、九年で施工しますと、その折まで、その時期まで御勘弁をお願いしますということで言っておりました。私としては防衛省の補助をいただければ廊下については単独事業だと、文科省については補助の対象になるということで、この前の議会の終わった後に御説明したと思います。防衛省と文科省の違いといえは補助率の違いがもう歴然でございます。その辺で検討をしながらということでお答えをしておったと思います。私ども教育委員会も廊下につきましては早急に改修をすべきというふうに検討しております。単独事業でございますが、今議会で上程されております上峰町地域の元氣臨時交付金、これに合致するということでございましたので、平成26年度に予算を計上して、御承認いただければ平成26年度に施工をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、答弁をいただきましてちょっと安心をしたところです。やはりああいう状態では、やはり上峰町の恥にもなりますので、そういうふうな関係もありますから、町の単独で、単独でというか、この元氣臨時交付金に該当するということでございますので、それを使って整備をしていただくということでございますので、ひとつ解消ができたということで喜んでいるところでございます。

以上、これをもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

先ほど堀川産業跡地の契約についてということで、町長のほうから訂正をしたいということでございますので。

○町長（武廣勇平君）

橋本重雄議員に大変失礼いたしました。平成25年の2月と申し上げましたが、平成26年の間違いでございまして、訂正をよろしく願いいたします。（「はい、了解しました。」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。

3 番橋本重雄君の質問が全て終了いたしました。お疲れさんでした。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、1 時まで休憩いたします。休憩。

午前11時33分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○6 番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。通告書に従いまして、6 番岡光廣が一般質問を行います。

今回、質問事項として3 項目上げております。第1 項目として企業誘致について。第1 点目に誘致活動の現状とPR ということで、この件につきましては、特に今まで工場団地、堀川跡地の企業誘致を初め、町発展活性化のために企業訪問等やPR 活動に行政としては積極的に取り組まれてきているというふうに思います。そういう状況の中で、重点的にどのような活動をしてこられたかということをお聞きしていきたいとします。

それから、第2 点として、町有地設置計画「メガソーラー」について、同僚議員等も質問があつておりましたけれども、いろんな調査をして今日に現在至っているというふうに思いますので、その辺を再度進捗状況等の説明をお願いしておきたいとします。

それから、2 項目め、町活性化、重点施策についてということで、第1 点目として、農業振興促進のため、新委員会が構成されております。そういうことで、今後の活動計画と目標について具体的に細部にわたって質問を進めていきたいとします。

2 点目として、農業環境の今後の整備計画。

第3 点目に、西峰東西3 号線の改良調査計画についてということをお伺いしてまいりたいとします。

それから、3 項目めとして、農業と住宅環境の整備促進についてお伺いしてまいりたいとします。

第1 点目、農道の整備、維持管理について、どのように町としてはお考えを持っておられるか、具体的に聞いていきたいというふうに思っております。

2 点目に、西峰東西3 号線の排水路整備計画についてということで、この路線につきましては、前回の一般質問の中でも申し上げましたとおり、この3 号線沿い北側、南側とも排

水路が現在一つありません。そういうことで、南北についても全体的に一部ないところもありますので、このような点を鑑みまして、行政側としては今後の計画として、どのように思っておられるかをお聞き、お尋ねしてまいりたいと思います。

それから、3点目に、町人口増に対する計画。特に今後、町としても1万人を目標に計画等も作成されておりますので、いかにして定住化促進を図っていくかということについて、町の考えをお聞きしていきたいと思います。

4点目に、西峰東西線の整備計画の推進、それと南北についてということは、一応同僚議員の質問の中で、資料等を提出していただいておりますので、これに関連して総合的に質問を進めてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

6番岡光廣君の総括質問が終わりました。これから答弁を求めていきます。

1点目、企業誘致についてということで、その中の1点、誘致活動の現状とPR等ということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

6番岡議員の企業誘致について。誘致活動の現状とPR等というお尋ねにお答えを申し上げます。

企業誘致につきましては、まず、県企業立地課を通じての活動といたしておりまして、県発刊の冊子「企業立地の御案内」へ町内適地を掲載しております。次に、インターネットを活用した広報活動としまして、本町のホームページに町条例による優遇措置の掲載を行っております。今年度は、県工業開発推進協議会の東部地区懇話会が鳥栖商工会議所と合同で開催されまして、誘致企業等との幅広い交流会となり、それへの参加により、意見、情報交換を活発に行いました。加えまして、新たな取り組みといたしまして、鳥栖三養基地域連携事業の企業誘致部会活動をとし1月から開始しており、各市町の企業誘致に対する優遇制度、雇用状況等の情報交換、情報共有を行い、5月に鳥栖市で、8月にはみやき町で工業団地視察会も開催しました。

ちなみに、本町の誘致が可能な船石工業適地につきましては、先ほど議会からの御質問もございましたけれども、来年度からメガソーラーの設置ということになりますことを受けて、船石工業適地について、県企業立地課へ来年発刊の「企業立地の御案内」から削除してもらうように依頼をしているところでございます。県のホームページからも、また日経事業用地ナビ、ウェブですけれども、本年度、工業開発推進協議会で掲載しないことで方針決定済みということで、現在、発行元の日本経済新聞社へ県より削除を依頼中ということでございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この企業誘致につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、非常に行政側としては、いろんな企業誘致関係を一応今まで当たってこられたというふうに思っております。その中において、今回、特にいろんな活動の中で、相当数企業等に呼びかけて、場合によっては会社訪問等も実際やられたケースがあるというふうに思っております。そういう中において、この跡地利用については、今回の計画に至った中において、どういう経過のもとにこういうふうな計画に変わっていったかというような経過をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

船石工業誘致適地のこれまでの経過を申し上げます。議会での御提案を受け、本町でも平成23年だったと記憶しておりますが、第三セクター等改革推進債を活用して、工業団地を一般会計で持つことになりました。その後、この活用を考える上で、企業様といろいろ御提案を受けた経緯がございます。これから九電工による施工、設置ということになってくるんですけれども、平成25年の5月23日に九電工より事業提案を受け、平成25年6月11日に議員全員協議会にて報告を差し上げました。平成25年6月13日に鳥栖土木事務所と協議をし、平成25年7月10日に町内また町外の事業者等の協議を行い、平成25年7月12日に業者を選定いたしました。平成25年7月26日に覚書の締結、11月7日に九電工より経過報告。11月14日に鳥栖土木事務所と現地立会による打ち合わせ。11月29日に九電工より経過報告。現地立会による打ち合わせという、今までの経過としては以上になります。

○6番（岡 光廣君）

今、町長のほうで回答をしていただきましたけれども、誘致活動についてということで、企業訪問等も相当されたというふうに思います。具体的な内容が示されませんでしたけれども、現在の先ほどの回答の中において、2番の項目にもちょっと触れてかかっておりますので、関連してあと説明をお願いしますけれども、特に今回ですね、至ったいきさつ、九電工の名前が実は出てきたわけですが、それに行くまでにいろんな調査をされたというふうに思います。そういうふうな調査した内容をここで触れていただきたいと。要するに、九電工に至るまでの経過、いろんな形の中で調査をされたというふうに、調査をしていくということで聞いておりましたので、調査の内容について触れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

この貸し出し事業者であります九電工の選定理由ということになるかと思いますが、今年度、契約分の電力買い取り価格は、政府が太陽光発電普及のため設定した1キロワット36円で20年間適用となっておりますが、平成26年からは1キロワット30円程度に引き下がるということがございまして、下がった場合には、事業が採算ベースに乗らず、事業参入が困難になるということで、早期の契約が必要でございました。本町としましては、この適地を

利用した事業、売電計画の提案もございましたけれども、先ほど申しました町内企業、また町外企業との打ち合わせ協議を行い、本町としましては、売電事業については、第三セクター改革推進債を使いながら、三セク事業として行うことは不適だと判断した土地でもございますし、これから行政需要が拡大していく中であって、特別会計を設けて事業を立案し、また、開始時期から数年間、イニシャルの予算を膨大に必要とする事業については、財政状況からも好ましくないという判断をいたしまして、事業売電計画を本町として行うということではなく、適地の賃貸契約を結び、安定的な収入を得ながら、また固定資産税の収入も見込めるということで利用地をお貸しするという判断をしました。その後、限られた事業者で協議といえますか、検討させていただいたところでございます。

今後、当町が用地の借り手募集等の準備をした上で、事業者を選定しようとするれば、事業予定者の電力買い取り枠の確保が間に合わない可能性が高く、借り地申し出をする事業者があらわれないというふうに思われることで、また現在、事業提案をされている九電工についても、間に合わない判断されれば、事業を撤退される可能性があるため、土地貸し出しについて早急に協議を進めてきた経緯がございます。

これについて、またこの事業者のこれまでの実績というものも調査しております。九電工は県内の自治体で、武雄市、多久市、伊万里市とメガソーラーの協定を結んでおり、本町におきましても、フランスベッド佐賀工場、これも1,000キロワットのメガソーラーでございます。ブリヂストン佐賀工場も1,000キロワットのメガソーラーということで施工をしておられまして、そのほかにも自社での発電事業を含め、多数の太陽光発電の施工実績があるということで、十分な信頼性がある事業者だと判断いたしました。太陽光発電事業用地としての貸し出し期間は20年間の長期となるため、企業の安定性・信頼性が最優先されるわけですが、株式会社九電工は、九州電力グループで九州有数の企業であり、佐賀支店、鳥栖営業所もあり、トラブル発生時も迅速な対応が期待でき、また九州電力に最終的に接続申し込みをしなければいけません。その際についても、この時間が短くなった中で、電力事業の経験が豊富であり、スムーズに進むことが予測できるという判断で業者選定をしたところでございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。事業内容等につきまして、一応回答していただきまして、十分理解することができました。とにかく現在の売電について、現状でいけば1キロ36円、平成26年度以降については30円になるということで、単価的に安くなるというふうなことも、いろんな個人的な方の契約関係等も私も聞いておりますけれども、今、現時点で条件的にこのような形で進まれていることはいい状況下ではないかというふうには私も思っております。

それで、同僚議員の一般質問の中において、この分の経過等は十分説明はしていただきましたが、私の聞き違いであれば訂正をお願いしたいと思いますけれども、この事前説

明についての回答があったわけですがけれども、契約し、工事着工前には説明するというふうなことを実は町長が答弁されていたように私は聞き及んでおりますけれども、できれば、この契約する前に状況等を十分説明していただければいいというふうに思いますけれども、聞き違いであれば、私のほうは訂正しますけれども、私がメモっているのが、契約をし、工事着工前には議会の皆さんに説明するというふうな回答を聞いておりますので、その辺、再確認という意味で、町長のほうよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

失礼いたしました。先ほど橋本議員の御質疑の中でも、平成26年を平成25年と発言したり、今、担当課長にも確認しましたが、契約後に説明するのではなく、契約前に皆様方にお示ししなければいけないということで、これも私の間違いでございます。大変失礼を申し上げます。契約する前に、事業内容の説明、また地域での説明というものを行っていきたいというふうに考えています。

○6番（岡 光廣君）

先ほど町長の答弁がありましたので、そのような形で契約前、着工前に説明をしていただくことを希望しておきます。

それでは、次の第2項のほうに移っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

それでは、大きな2番に進みます。町活性化、重点施策はということで、農業振興促進のため、新委員会が構成され、今後の活動計画と目標についてということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

引き続きまして、岡議員の町活性化、重点施策はという御質問と、第1項めの要旨1の農業振興促進のため、新委員会が構成され、今後の活動計画と目標についてということでお尋ねがっております。

これにつきましては、上峰町農業振興対策協議会のことであろうと思いますけれども、この協議会を設置されて、現在1回この協議会の開催を見たところでございます。協議会は、農業経営基盤の強化に係る基本構想推進に関すること、地域農政推進に関すること、水田農業構造改革対策及び主要農産物の振興と流通調整に関すること、地域貢献担い手確保育成支援に関すること、その他前条の目的達成に必要な事項に関することを協議し、執行に当たる御提案をいただくという場でございますけれども、現在、前回の1回目の会議では、この農地の流動化、耕作放棄地、遊休地がふえる中で、流動化がしてくるであろうということに先駆けて、この問題、保有機構ができる以前に、基盤整備を行っていただいた土地改良のほうで行っていただいたフォアス事業施工の圃場につきましては、畑作の転換が可能でありますので、そうした大規模志向の認定農家の皆様方、また農業生産法人等に紹介をしていくべく、

まず1回目としましては、実際の生産法人の方の御意見を聞こうという方向で議論を閉じております。よって、第2回目につきましては、生産法人の方に来ていただき、勉強会を開催できるというこの規則上なっております。第7条に「第2条の所掌事項を専門的に調査審議するため、必要に応じ部会を置くことができ、その部会をもって協議会の議決とすることができる」という項目がございますので、そうした方々の御参加を賜りながら、協議の内容に意見を反映させていきたいというふうに思っているところでございます。

○6番（岡 光廣君）

回答ありがとうございます。

それで、一応、現在、この委員会ができていますけれども、上峰町農業振興対策協議会というのができております。先ほどの報告の中でも、第1回はもう既に終わっているということでもありますけれども、私の手元に正式な書類は持っておりませんので、前回、書類をいただいている分で、この規則内容の変更があれば、よろしくお願い申し上げたいと思います。変更箇所、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

この上峰町農業振興対策協議会の設置規則は、設置をした際に、議会の皆様方にお配りした資料であれば、お持ちの資料がその内容であれば、変更はございません。第1条から成り、第10条までございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

この規則に変更ないという町長の御答弁でありました。そしたら、ちょっと今後、私のほうからこの規則に対してお伺いしてまいりたいと思います。

現時点では変更はないというふうに思われますけれども、要するに協議会の事務局について、このままの状態で置いて、今後、組織が変わっていくというふうに思います。そういうことで、組織が来年度4月以降、振興課が2つに分かれますけれども、これが分かれても、このままの状態でいくかどうかということを再度確認しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの岡議員の質疑ですけれども、今回、上峰町農業振興対策協議会設置規則ということで、その規則の中の第9条、事務局というものがあります。この事務局につきましては、今回の課の設置条例の変更に伴いまして、ここにつきましては、振興課から産業課のほうに変わるということでございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

振興課長の御答弁ありがとうございます。書類がここだけが前回もらった資料と変わる

というふうに認識をしておきます。ありがとうございます。

それでは、次の項に移っていただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

そしたら、次へ進みます。2番目の農業環境の今後の整備計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

農業環境の整備計画はということで、岡議員の御質問に上がっております。

今後の整備計画としましては、まず、平成23年度から行っております農業体質強化基盤整備促進事業から農業体質強化基盤整備事業というふうに名称が変わっておりますが、このフォアス事業が始まっております。今年度の予算を繰り越して平成26年度の施工予定ということで、碓地区と上峰の三養基西部土地改良区の北部地区についての施工を予定しているところでございます。

また、県営のクリーク防災事業ということで、これも特に前牟田地区について施工を行っていくということで、のり面がのり落ちしたりしている現下の状況を改善するため、県のほうの事業、県営事業として進めていくということになります。

また、現在、全町的に実施させていただいております、農地・水環境保全活動事業というものは、継続して引き続き行くとともに、特に江迎地区と北部地区につきましては、農地・水環境向上活動についても実施を見ていきたいというふうに考えております。

また、江迎地区の水路のしゅんせつ事業につきましては、平成25年度に実施ということで、この進捗については、振興課長のほうから詳細は必要であれば答弁いたします。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

農業環境の今後の整備計画ということで、今現在、上峰町においても重点的にフォアス事業を取り組んでいただいております。その中で、まず第1点に、特に今後十分検討していかなければいけないのが、農業環境の中で、要するに現在、国が農地中間管理機構の管理業務についてということで、いろんな事務処理関係が町のほうに入ってくるんじゃないかというふうに思っております。この農地中間管理機構、要するにこの仕事ですね、これについて、町としてはどのように進めていくつもりかどうかということをもまず第1点お聞きしておきたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど岡議員の質疑の中の、この管理機構につきましてでございます。一応、国の方針といたしましては、その管理機構につきましては、県のほうに置くということになります。多分、今ある農業公社がその事務局に当たるんじゃないかと思っているところでございます。ただし、先般からのいろいろな情報を加味しますと、農業公社だけではなかなか難しい面が

あるということで、それを各市町村へ多分おりのような形、事務関係をおろされるかと思えます。その管理機構の中身につきましては、農業委員会の意見を聞くとか、そういうふうなものがありますので、多分、各市町村へ事務的なものがおりてくるかと思えます。

ただ、その中身につきましては、農地の貸し借り等をして、そして借りられた農地につきましては、その維持管理までするという事になっております。そういうふうな事業量を各市町村がお持ちになってできるのかなと、いろいろな不安材料も数多くあります。一応、県としては、まだ具体的にどのようにするという案はお持ちでないということです。おいおい農業委員会、または産業当局のほうにその説明会があるということを知り及んでおります。それを見ながら、上峰町としてどのような事業ができるものか。それを100%、多分県のほうから町のほうに委託事業という形で来ると思えますので、それをどこまで受けられるのか。その内容を見ながら、今後は検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

この農地中間管理機構について、先ほどちょっと来年度の税の申告関係のときに、一応、書類関係を実はもらったわけです。行政側にも恐らく来ているんじゃないかというふうに思っております。そういうことで、今、この機構に対して出して、借り受けて農地中間管理機構が一応取り組んでいくというふうに思います。これをまた貸し付けて、要するに受けて側に渡すと。この受け手の場合は、やはりいろんな例えば担い手が受けたり、それから大規模農家、それから集落営農、それから企業、これは生産法人というように思いますけれども、そういうところに一応この農地中間管理機構が受けてから貸し出すというような手順になっているようです。ある程度、我々一般全部に渡されましたので、これが恐らくこの形になってくると、正式な説明の場でお受けしましたので。その中で、農地中間管理機構関連ということで、大幅に予算を実は組まれているわけですね。要するに農業委員会というところも実はあるわけですよ。これは農業委員会というのは、各市町村ぴしゃっとありますので、その中で農地の台帳整備とか、遊休地の調査とか、それから放棄地の調査とか、そういうふうないろんな調査関係も出てくるというふうに思います。そういう中において、今後はこのような形で進められていくというふうに思いますけれども、現在は農地の貸し借りは直接農業委員会を通じて借られている場合もあるだろうし、個人的に借られている場合も現在あるように見受けられます。そういうことで、この環境整備をやはり町としても具体的に取り組んでいかなければいけないという形になってきておりますので、この点、現在、振興課として確認している状況の中で、資料をお持ちというふうに思いますので、具体的に担当課がどこという、新しく課設置がされますと産業課の担当になってくるというふうに思いますけれども、現状の農地の貸し借りが今後これ一本に上峰町としては取り組んでいくような状況になるかどうかということをまず確認しておきたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

農地の貸し借りにつきましては、農地保有化事業という中で、町村によってはＪＡがそういうふうな事業をされているところもございます。上峰町におきましては、一応、今現在では、個人さん同士の貸し借りというところで行われているのが現状でございます。もともと農業公社のほうで売買のほかに貸し借り等もございましたけれども、今現在、農業公社のほうではほとんど売買だけになってしまっていますので、上峰町の場合は、個人さん同士での貸し借りを行われております。

そういう中で、この中間管理機構ができて、中身的に見ますと、いろいろ懸念するところがございます。単純に農家の農地がその家の方がされないということで、中間管理機構の中にお預けになった後、そしたらその農地を借りられる方が出てきたときに、誰でもいいものかという懸念がございます。今までは個人個人の中で、その中で農業委員会が中に入って仲介した例もありますけれども、それはあくまでも使わなくなった農地については、基本的にはその地区の方をお願いをして農業をしてもらうというスタンスで今きているわけでございます。ただし、機構が来たときに、誰でもその農地を借りることができるのかという話になりますと、その地区地区の生産組合との関係もございますので、まだ管理区の中で見えないところが幾つかありますけれども、一番今懸念するのは、今までは個人同士で納得された中で、地区の同意を得ながらされたものが、この管理機構によって、そういう規則的なものがなくなるおそれがあるんじゃないかなというようなこともありますので、まだ具体的にそういうふうな事業の中身的に小さいところまでがわかっていませんので、一応、問題点は問題点として、今から早々に出していきたいとは思っております。

以上です。

○６番（岡 光廣君）

回答のほうありがとうございます。

それで、現在、上峰町におきましては、農業振興対策協議会が設置をされて、今現在スタートしているわけです。その中において、委員の皆様の構成がされているというふうに思います。特に私がちょっと思うのが、この振興対策協議会の規約、この中において、やはり目的の中には、地域農業の振興を図るということが一番重点的になって、特に所掌事項の中にも５項目あります。そういうことで、やはり現在、こういうふうな振興対策協議会を進めて農業振興に当たっていく中において、現在の委員会構成、この部分について、どのようなことで町長のほうは推薦し、任命して活動目的を考えた上で構成されているというふうに思っておりますけれども、その中において、ＪＡ組織ですね、当然この振興を図るためには、ＪＡ関係にもやはり恐らく協力してやっていかなければならないというふうに思っております。直接的な農家の代表という形は出ているようですけれども、ＪＡ関係の名前が上がってきていないように思いますので、その辺の兼ね合いはどのようになっているのでしょうか、よろし

くお願いします。

○町長（武廣勇平君）

この農業振興対策協議会の構成メンバーについてのお尋ねでございます。

まず、規則設置型の附属機関でございますので、これは学識経験者枠で10名の方にメンバーに入っているという状況でございます。その中で、先ほど申しました規則の第7条でございますように、専門的な調査審議に当たり、必要に応じ部会をもって協議会を議決することができるということで、この町に関係する以外の、先ほど申しました生産法人にしても、JAさんにしても、そのたびに臨機応変に必要とあれば招集は可能ということで、これは本町の農業振興対策協議会ということで、農業行政における町政運営においての関係の皆様方に10名の方、学識経験者ということで構成をさせていただいているところでございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。先ほどの私の質問に対しての回答、この第7条のほうで取り組んでいくというふうに理解ができましたので、ありがとうございます。

それでは、次の点にちょっとお伺いしておきます。

農業環境の整備が、平成26年度でフォアス事業関係が全部終わるという形で現在進んでいることは、非常に上峰町の農業振興のため、大変うれしく私も思っております。そういうことで、今後の事業計画の、特に平成26年度につきましては、現在、北部についてが具体的な内容が計上されておられません。南部地区については、びしゃっと事業計画と事業費等が示されてきておりますけれども、この北部、南部についての今後の計画、どのような計画で進めていくかということを説明を求めていると思います。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

今お尋ねでございますけれども、北部につきましても、碓地区につきましても、平成26年度の施工に向けて準備をしているところです。今回の碓地区につきましては、町のそのままの町主体となった施工ということになります。また、北部地区につきましては、三養基西部土地改良区の中の部分でございますので、三養基西部土地改良区のほうに事務委託という形になると思いますけれども、法令上、委任という形になるのでしょうか、補助金交付要綱をびしゃっと設けて、手続的には補助金の交付要綱がなければならないというふうに考えております。額面の補助を行うということではなく、国からの補助額を引いた町負担になり得る部分をちゃんとたいながら交付要綱に載せなければ、例えば、入札減があった場合とかいうようなことも想定されますので、その辺しっかり補助金交付要綱をつくった上で、北部地区については行っていかなければいけないということで、今回の予算には碓地区の予算のみ計上させていただいているということで、これは事務的な手続の上、こういうふうに順番がいついてしまったということでございますので、両地区とも碓地区、北部地域につきましても、

平成26年度の施工に向けて本町としましては考えているということで御理解いただければと思います。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

事業内容の説明については、まだ私としては十分でないというふうに思っております。特に平成26年度事業計画、農業基盤整備促進事業、予算についてですけれども、この分については、碓地区については十分お示しをされております。そういう中において、やはりはっきりと、例えば、事業量の問題とか事業費の問題とか、現在これをするためには、基本的には反当たりの工事費の積算等を十分把握した上でなされていくものというふうに思います。そういうことをある程度、もちろんこの事業を進める中において、平成24年、平成25年につきましては、農家負担がゼロという形で進んできておるわけですが、この計画を立てる中において、国の補助金だけで賄えれば一番ベターですが、やはりそういう状況下ではないということは、地理的な問題、地区的な問題、いろんな問題等が重なって、経費的にかさんでいくということは十分理解をしております。そういうことで、ある程度の状況というのはお示しをしていただく必要があるというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

状況についてお尋ねということで、今、ちょっとごめんなさい、御質問の趣旨をしっかりと把握できておりませんが、現在は碓地区についても北部地区についても実施をしていく方向でございます。碓地区の予算を先にこういうふうに12月の補正予算に上げている理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それ以上の詳細にわたっての事務的な今の手続上の進捗についての御質問でしょうか。申しわけございません、ちょっと質問の趣旨がわかりませんですね。再度済みません、御質問いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。失礼します。

○6番（岡 光廣君）

はっきりと説明を求めていただきましたので、一応、事業を進めるには、はっきりとした根拠があるというふうに思います。なければ、もう計画を進めていかれんと思います。特に現在、この計画については、例えば、北部については事業量が56ヘクタールですか、間違いあれば後で訂正をお願いします。それと南部地区は18.1ヘクタール。それと要望の事業費ですね、これは当然把握をされているというふうに思います。そしたら、あと要望事業費というのは把握されて、一応国から確定か内示か知りませんが、正式に示されているというふうに思います。あとは総事業費については、例えば、土地改良区に委託されている分については、金額がはっきりとわかっているというふうに思いますけれども、町単独でされる場合は、工事費は10アール当たり幾らということを十分把握されていると思うわけですよ。

されてなくて、真っすぐ計画をやっていくということは、ちょっとどうかと私は思いますけれども。要するに面積がわかっておる、要望事業量がわかって、国からは確定数値かなんか来ているというふうに思います。そんなら、あと北部地区がどれだけの金額かかると、反当幾らかかると、南部地区が幾らということであれば、当然、町のほうから補助しなければいけない。国からの事業費だけで賄えば別に問題なかですよ。それがその不足の分が十分出てくると思うわけですよ。そいけん、その辺をなぜ言いよるかという、例えば、各地区によって町からの費用持ち出しがなければ別に問題なかですよ、今の状態で。質問しません。ただ、持ち出しがあるならば、何らかの形でお示しをする必要があるやろうもんと言ひよるわけですよ。国からの反当150千円の補助金で100%できればよかですよ。そいばってんが、実際碓地区も金額出てきているでしょうもん。そういうことで、その辺を今の形でいいかどうかということを再確認しよる。今の状態でいいと言へば、もうそれ以上のことは、私は質問しません。再度お願いします。

○振興課長（江崎文男君）

平成26年度のフォアス事業の計画でございます。今回、補正予算の中にも計上しておりますとおり、碓地区につきましては、上峰町の事業主体ということで今回お願いするところでございます。面積的には先ほど議員言われましたとおり、18.1ヘクタールでございます。18.1ヘクタールに反当たり150千円の補助事業がつかますので、国からの補助が27,150千円、これにつきましても予算化、今度お願いするところでございます。それと、碓地区の工事費につきましては、今回これも予算をお願いしますけれども、工事費として36,000千円、測量委託費として3,100千円予算化をお願いしているところでございます。割り返しますと、反当たり約200千円ぐらいの事業費になるかと思ひます。よって、平成26年度の予想的なものは、まずもって先ほど議員言われましたとおり、昨年、ことした南部の圃場よりも狭い場所であります。それと18.1ヘクタールという小さいところでございますので、これはどうしても単価的に上がってきます。それと、資材的に約10%ほど資材単価も上がるというような予想と、もともとフォアス事業につきましての基準書を今年度国が作成するということを開き及んでおりましたけれども、これがなかなかおくれ、もしかすると来年度に食い込むということになるかもしれません。もしそのような基準書ができれば、今までどおり反当たり150千円ではなかなか難しいという判断の上で、今回このような予算措置をしているところでございます。

また、北部につきましては、先ほど議員言われましたとおり、56ヘクタールの計画で、国からの予算としては150千円で84,000千円ほどの予定になっております。ただ、北部につきましての事業主体が三養基西部土地改良区ということで、工事費、測量試験費等の全体事業費についてがまだちょっとこちらのほうには来ていないのが現状でございます。

それと、先ほど町長も申し上げましたとおり、北部につきましては、反当たり150千円を

超える分につきまして、町が負担するというお約束をしておるところでございます。

そういう中で、町といたしましては、先ほど町長も申し上げましたとおり、補助金交付要綱の策定を急ぎしております。あとは決裁もおりていますので、告示をするだけということで、この補助金交付申請の中で、交付要綱の中で150千円以上を超える分についての三養基西部土地改良区に補助をするというような内容でございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

特に現在、南部については、ぴしゃっとした形で出てきているようです。北部についての状況が、まだ十分、私もどの程度ぐらいいなくなっていくものかなというふうに思っておりますけれども、特に150千円以上オーバーの分については、補助金交付申請を行って対応していくということでございます。ただ、一番私がちょっと思っているのが、やはり各地区とも圃場整備したところが、町だけでの区域やったら問題ないというふうに思うわけですが、特にもともとの西部土地改良区内については、同じ国の補助金の150千円で、中津隈地区ですか、それも同等に入っていた関係上、同等の状況で同じ条件で進められていったというふうに思いますけれども、北部については、そういうふうな内容的なことはないでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

昨年、ことしで行いましたフォアス事業の中には、言われるとおり、上峰町外にあります中津隈地区も含まれております。そういう中で、来年度行います碇、それと北部につきましては、要するに区域が町外に出るところの位置的なものは事業の中にはありません。ただし、御存じのとおり、圃場整備等する中で、碇地区においては三根の方が耕作されていたり、北部につきましては中原地区の方が耕作されておられます。また、実際地権者としておられます。しかし、私たちの考え方としては、あくまでも属地主義ということしていきたいと思っておりますので、その中で事業する碇地区、北部地区の中に町外の方が地権者としておられても、属地主義的なもので解釈して補助金的なものは流したいと思っております。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。基本的には圃場整備地区内によその人が入ってきても同じ条件で対応していくと、補助金関係も同じ条件で流していくということですね。その辺の再確認をもう一度お聞きしますので、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

岡議員のお尋ねでございますが、これまでも土地改良事業は属地主義で取り組んでおられました。この考え方に基づく必要があると思っております。これまで中津隈地区のフォアス

の事業の施工においても、また今後行う北部地区におきましても、同等の問題を抱えながらも、三養基西部土地改良さんが、この町の団地全体の基盤整備事業ということで、町益に資するという考え方で実施していただいている。同様に本町も過去の圃場整備等の事業に添って属地主義で碇地区についても対応していきたい、北部地区についても対応していただきたいというふうに思っております。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございました。この件につきましては、一応これで打ち切っていきたいというふうに思っております。

それで、この農業環境の整備関係におきまして、やはりいろんな形で町長のほうも示されておりますけれども、この中において、総務省の補助金の中で、過疎集落等再生緊急対策事業というふうなことで、一応補助金等が出てきております。その内容をもう一度示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

済みません、お手元に資料持ちませんが、この過疎対策等自立再生事業につきましては、昨今の人口減少の中で、景気対策事業として地域のさらなる活性化ということで、過疎対策指定町村以外の市町等にも交付されております。本町も人口増の中で、集落的には過疎化が進むところがあり、この申請をさせていただいたところでございました。上峰むらの産物直売所がなかなかこの農産物の出品をしてくださる農家の方々も少ないということで、今は週に2日あいていけばよいほうで、ずっと閉じたままの状況が続いておりました。この地域の拠点であるむらの産直所を地域の交流の拠点としての性格を持たせるべく、これまでの産地直売所に加えた新たな拠点として設けることを条件に、改修することを条件にこの予算はついておりますので、原課、ことしは産業課が執行事業が多くて、まだ執行には至っておりませんが、今後そうした視点で改修が行われるものと理解をしております。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうから過疎対策の事業内容について述べさせていただきます。

今回の過疎対策事業につきましては、村の産直に対しての補助でございます。3つほどの事業がございまして、まず村の産直の方々にその実情を知ってもらうために、研修費と事務費等ですね、そういうとに200千円。また、将来的に今後パンフレットをつくって、地域の方、または県外の方にお示しするためのパンフレット及びインターネット的なものの構築、それを約800千円。それと産直そのものの改修事業として約4,000千円、これは看板も含むということになっておりますので、4,000千円。計の5,000千円、総務省から町を通じて、むらの産直のほうに来る分の補助でございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。特に上峰町の村おこしで大字堤地区で取り組んでいただいておりますけれども、直売所のますますの発展をしていくために、極力御尽力賜りますことを切にお願いしておきます。

それでは、次の項にお願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。3番目の西峰東西3号線の改良調査計画についてということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

この西峰東西3号線の改良調査計画についての御質疑でございますが、この間、議員の皆様方からの御質疑と重複するかもしれませんが、この（仮称）西峰東西3号線でございますが、新設の道路ということになります。新設の道路についての考え方は、請願等の状況だったり地元の地権者の同意というものが前提になれば、なかなか費用対効果の観点から、加えて用地買収の観点からも工期が延びて、供用開始まで時間がかかるということも想定できますので、限られた税金の効率的な執行の観点から、やはり同意やら請願等を優先して行っていくべきであるというふうに考えております。もちろん、この（仮称）西峰東西3号線の費用対効果、定住促進につながる道路であるというふうに思いますので、大変効果の高いものと理解しておりますが、先日、岡議員の質疑の中で、私もお会いしました、企業の適正な誘導によって町負担を軽減できるということであれば、町の今後の投資を軽減できるという意味で、そのタイミングで実行することも想定しておりましたが、今現在は、その企業さんのほうも撤退をされたということで私自身は理解しております。よって、こうした新設の道路については、先ほど言った優先度で取り組んでいくべきだというふうに考えます。

しかしながら、橋本議員の質疑でございましたように、交付金やら景気対策等の予算が来たときに、直ちに総合的な開発をできるための準備はしておかなければならないという点からも、また、最近では（仮称）西峰東西3号線より北側にも虫食いで開発が出てきているという観点からも、南北道路についても、ある程度方向性だけはつけておくことが必要ではないかという視点からも、前向きに検討をしているところでございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この路線につきましては、大変私もうれしく思っております。今までは正式に路線が載っておりませんでしたけれども、（仮称）西峰東西3号線ということに入れていただきまして、総合的に町づくりの計画、これに添ってやっこの線が入ってきたなというふうに私も喜んでおる次第でございます。

それで、この項目につきましては、一応上のほうの路線につきましても、全部調査費をつけて、現在、実際調査を行っているわけですよ。この三上2号線、ヤクルト住宅1号線、南

北1号線、それから変則5差路、こういう路線は調査費をつけて、全部もう現在既にやっているわけですね。それで、この路線が西峰東西3号線が一応以前の町の計画の中には載っておりますけれども、なかなかいろんな事情で調査費をつけていただけなかったということで、この辺について総合的に町づくりを進めるためには、補助金か何かないかどうか。特に副町長さんが県のほうにおられて、非常に専門的な仕事をされてきておりますので、何かいい補助金等がないか、前回、質問した中において調査をしてほしいということで要望しておりますので、ちょっとその辺を回答いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○副町長（八谷伸治君）

岡議員の御質問にお答えいたします。

岡議員のほうから（仮称）西峰東西3号線の調査費等について、何か補助金等がないかという御質問ですけれども、私のほうで直ちにこういう補助金があるというふうなことはお答えできる状況ではありません。もう少し受益面積だとか路線の状況等を確認いたしまして、国ないしは県の補助要綱に合致するような路線かどうかというのを調査していきたいと思います。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

回答いただきましたけれども、期待がちょっと私としては外れました。特に調査関係を依頼する場合、やはり必要な箇所については、町単でも実施しているのが実情でございます。何でここをされないかということが私は非常に疑問に思っております。要するに他地区については、いろんなことをつぎ込んで、この路線だけがなぜできないものかということが非常に疑問に思っているわけでございます。そういうことで、私としては、再三再四質問等を行っておりますので、西峰地区全体、同僚議員もしておりますとおり、やはり十分このほかの地区については、圃場整備区内は、非常に開発等が困難になってきているということで、あと町の活性化、発展を図るためには、西峰地区の整備以外にはないというふうに思われます。そういうことで、3番についての調査費については、十分検討をして、前向きに今度は実現できるように、計画書に載るように検討をお願い申し上げまして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。農業と住宅環境の整備促進。その中の1つ、農道整備、維持管理計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは岡議員の農業と住宅環境の整備促進の中の農道整備維持管理計画につきまして答弁申し上げます。

今現在、農道整備の維持管理計画というものはございません。維持管理につきましては、上峰町道路規則第6条により、「町が管理する農道は、幅員4メートル以上とし、地区または農林関係を主体とした幹線道路を言う」となっております。今現在、農道台帳に記載されております農道につきましては、三養基西部土地改良区の南部地区及び碓地区の分の農道が農道台帳に記載されております。また、上峰北部につきましては、今現在、農地・水共同活動の支援交付金ということで、それによって維持管理をしてもらっておるのが現状でございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

この件につきましては、十分理解されていると思いますけれども、この東西3号線の問題。いまだかつて、要するに今、正直言いまして、地元のほうで関係農地を持っている人ですね、その方が実は管理をされております。そういうことで、できるだけ管理、要するに利用者が全部管理するということは非常に大きな負担も実はあるわけです。というのは、前は公役的な形で整備を実は行ったわけでございますけれども、今後できるだけ、4メートル以上しかないということを言われると、非常に地域住民としては、そこで耕作して利用しておりますけれども、やはりそれなりにお互いが町民として、それなりに負担もしてきておりますので、公道として、できるだけできる範囲は検討をお願いしたいということです。

これはもう次の項目にも上げておりますとおり、整備ができれば、この項目に上げている分は、全部解決できる問題でありますので、総合的に検討を進めてもらうということが一番大事というふうに思います。一応、単独的には補助金がないと、地元でやれということでありますので、できるだけ今後、資材費等の提供ぐらいは検討していただきたいというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。一応、農道でありますと同時に、公道でありますので、その辺の検討をしていただいて、今、検討して、回答できれば回答をお願いしたいと思います。できなければできないで結構でございます。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

今、岡議員の御提案ですが、それはちょっと難しいかなというふうに思います。申しわけございません。

○6番（岡 光廣君）

もう一応、4メートル以下であれば、町としては何もやらないということで判断させていただきます。そういうことで、今後いろんな面で私たちも検討していかなければいけませんので、そのようにしたいというふうに思っております。

あとはこの項を終わって、次をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。2番目の西峰東西3号線の排水路整備計画はということで、執行部の答弁

を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、西峰東西3号線の排水路整備計画につきまして、御答弁申し上げます。

この西峰東西3号線につきましては、今現在、先ほどから申し上げていますように、下坊所地区のほうで町道認定の要望書という形で、地権者の方々の同意取りを行ってもらっているところだと思っております。よって、この路線関係につきましての排水計画等はまだございませんが、この西峰地区におきましては、排水路が南北に3本ございます。

まず西のほうから西峰東西1号線から以南のほうに水路がありまして、そこに350の側溝がありまして、のりをコンクリート張りして、上幅約2メートルの水路がございます。これにつきましては、一昨年、水路整備ということで町のほうで行っているところでございます。続きまして、次に、公務員宿舎より以南のほうに、これは600のU字側溝がついております。これにつきましても、一昨年ほどに整備を終わっているところでございます。また、その東においては、先ほどからの3号線より以南のほうには300のU字側溝が入っている水路が西峰地区については3本ございます。今後、この3号線を整備するに当たって、道路の形状的に言いますと、その3号線を整備する中で、その道路の南と北のほうに道路側溝的なものを配置し、また先ほど申し上げました3本の排水路、または場外の水路がございますので、その場外の水路のほうにこの西峰地区の排水計画をして、バランスよい排水の計画を3号線とともにするような形になろうかと思います。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

回答ありがとうございます。この排水問題、この関係者、地権者の方が、特に要するに大雨時とかなんとか、今、その3本の排水路にお互いの畑を通して全部水が水路のほうに流れてきよるわけです。ということは、関係者の皆さんが、お互いが理解してもらえればいいんですけども、やはり人によってはとめられるわけです、うちのところに来ないようにということでですね。特に非常に作物的にそういうことがされますと、せっかく基本的には優良な畑作地帯でありますけれども、そういうことがされますと、なおさら有効に土地を利用できないということで、個人的なトラブルまではいっておりませんけれども、非常にお互いがやっぱり気まずい思いをされているわけですね、両脇の方がですね。

そういうことで、この排水整備計画については、どの地区においても、農地関係は水田関係は即自分の田ん中から即落とされるわけですね。この畑地地帯は、1枚、2枚、3枚、よその畑をして、要するに真ん中にある人は排水しなければいけないところで、そこで両脇をとめていただくということになれば、どうしようもない状態になっているわけですよ。そういうことで、大きな人間関係のトラブルに発展しかねない状況になってきておりますので、やはり水田地帯のように、できるだけスムーズに排水できるような整備は行政として十分対

応していくべきというふうに思っておりますので、早急なる整備を強く要望して、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。町人口増計画に伴う定住化推進施策はということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

町人口増加計画に伴う定住化推進施策ということで、これがかねてから申し上げていますように、やはり定住促進を行っていただくために、三上地区につきましては、特に企業の適正な誘導というものを行っていく必要があるというふうに思っております。もちろん、三上地区に限らず、宅建資格等をお持ちの企業さん、業者さんと一緒に、そうした話し合いに積極的に私も参加しながら、いろんな今は開発の仕方があるようでございますので、そうした意見を聞きながら、住宅として住みやすい環境づくりに努めていくことが、まず何より大切だというふうに思っております。

また、加えて申し上げますと、ソフト、ハード事業がほぼ完了したということで、ソフト事業の延伸にこれは生産年齢人口の方々、子育て世代の方もいらっしゃる、高齢者にこれからなられる方もいらっしゃるということで、高齢者福祉施策、ソフト事業としての延伸、子育て支援施策につきましても、拡充を図っていくということで、現在もその視点で進めているところでございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。一応3番、4番ということを含めた形ということでしたと思います。

1点だけお聞きしたいと思います。今、非常に定住化とか環境面において、整備環境、要するに企業の誘導を図っていくということをよく言葉で聞くようになりました。ということは、1点だけ確認しておきたいと思います。東西2号線周辺の整備、これについて、民間企業が来た場合、要するに色分けしたようなことはされていないかどうかということを聞きます。利用範囲ですね。利用範囲については、基本的には両脇というふうな感じにしておりますけれども、色分けをしてされていないかどうか、業者が色分けして持っておりまして、その辺、行政の姿勢をお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

お答え申し上げます。

2号線沿線と言われましたが、2号線については、町道といいますか、西峰2号線の整備も終えて、民間の誘導を行うことで、町負担の軽減になるようなところではないと思ってお

りまして、ここについては、現状、ミニ開発を行っている事業者の方々が主体的に行っているという現状でございます。

私が申し上げているのは、3号線の道路開発やら周辺の整備を民間企業の開発をもとに、町負担を軽減できるという意味で誘導を図っていくことが何よりも人口増にとっても、町の財政状況にとってもいいんじゃないだろうかという視点でお答え申し上げました。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

時間もありませんので、要望という形だけで終わっていきたいというふうに思っております。

なぜこのように言うかということは、やはり町の財政をできるだけ圧迫しないようにということで、町の負担を軽くするためということで、3号線に引っかかって開発が言われてきた場合は、民間活力を利用して、町の負担なくてやってほしいということを強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで6番岡光廣君の一般質問が全て終了いたしました。お疲れさまでした。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時45分まで休憩いたします。休憩。

午後2時29分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○9番（林 眞敏君）

9番林眞敏でございます。きょうは大きく2つについて執行部のほうに質問し、回答を求めたいと思います。

1つは、本来あるべき姿、やらなければならないこと。大きく2つ目は、これから町をどうするかという、この大きな2つについて質問をしてまいりたいと思います。

まず、1項ですけれども、防災についてということで、特に安心・安全なまちづくり、備えあれば憂いなしということが言われております。過去、上峰町は大きな災害等にあんまり見舞われていないということもあり、防災についての認識、これは町民もさることでありながら、行政としてもなかなか一歩前に進むことができないということ、細かく質問要旨につ

きましては、自然災害への備えと、それから原発災害についてということで、大きく分けております。

自然災害への備えは、1項目、防災訓練のあり方。

1年に4回、坊所地区においてそれぞれ火災とあわせた避難訓練ということ等実施して、防災訓練というのが行われておりますけれども、このあり方について、果たしてこのぐらいでいいのだろうか、あるいは問題点はないのだろうか、さらに一步進めていく必要があるのではないだろうかというようなことについて質問させていただきます。

2項めは、自主防災組織の進捗状況。

私が議員になって一番最初の質問は、自主防災について質問をいたしました。おおむねこれからが出発点であったと思いますけれども、過去にも県等の指導等もあったと思いますけれども、現在の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

3項めは、防災資機材の備蓄、これについて質問をいたします。

4項めは、避難所標識の設置はということについての質問をいたします。細かくは後からまた触れさせていただきます。

5項め、教育現場での対処訓練はということで、学校、小学校、中学校とありますけれども、教育に携わる正面からの対応する訓練というのはどうなっているのかということ。

2項めの原発災害についてはという質問でございます。

上峰町は、県の原子力防災の計画については、避難民を受け入れるということで、PPZの圏外ということで受け入れのほうを充当するようになっておりますけれども、これについて、体制はどこまで計画されているかと、そして、現実的なものであろうかどうかについて質問をさせていただきます。

質問事項の2、これは町づくりについて、これは現在こうなればいけないという問題ではありませんけれども、この町を、先日もかみちやりのほうで非常に盛り上がりましてけれども、この際、NHKですか、サガテレビですか、報道されましたけれども、お祭り事のない上峰町においてというのが、一番最初、テレビのアナウンサーの発言ですね、これは私もしっかり聞いておりましたけど、これじゃあというものもあります。そして、中には新しい発想で活性化策は持っているかということ。

それから、大きな括弧の2項めとして、文化の継承についてと、例えばということでありましてけれども、上峰町歌といったらおかしいんですけれども、町歌というのではないでしょうけれども、郷土唱歌というのが上峰町にはあるそうでございます。残念ながら私も全く知りませんでした。これがあるのに、なぜ継承されていないんだろうかと、これはちょっと不思議じゃないかというようなことで、ここで問題点として、この歌はやはり町の唱歌であれば、町の全員が知っておいてもおかしくないじゃないかということです。

先日、韓国の驪州郡のほうに行ったとき、非常に感激したのは、市への昇格記念のあの記

念式典で1万人かの市民が全員驪州郡の歌を大声で歌っていましたね。これがやっぱり町としての誇りじゃないかと思って、この質問をいたしました。よろしく回答のほどをお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

9番林眞敏君の総括質問が終わりました。

これから答弁を求めます。1点目に防災について、その中の1点、防災訓練のあり方についてということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、第1番目の防災訓練のあり方についてでございますが、平成22年度に要援護者の登録を集約しましたことを受けまして、消防団の防火訓練にあわせて避難所の設営及び要援護者の避難誘導訓練を平成23年度から取り入れていくことにいたしております。23年度につきましては、大字江迎地区で実施しましたが、24年度に予定しておりました大字堤地区での訓練は雨天で中止いたしましたので、議員の皆様方も御案内のとおり、ことしの11月に再度実施したところでございます。

また、今年度は鳥栖・三養基地区の消防総合訓練を本町で9月に実施する予定でございましたので、大字坊所地区の要援護者の避難誘導訓練のほか、上坊所地区自主防災組織の実践訓練、内容を申し上げますと、火災の周知訓練、それに初期消火訓練、一般住民避難誘導訓練、自衛隊ヘリ避難者救助訓練、炊き出し訓練、高層建物救助訓練、それにAEDの講習、そういった内容の訓練を計画いたしておりましたけれども、あいにくの悪天候で中止に至ったところでございます。よって、来年度におきまして、町で行っております消防の防火訓練とあわせまして実施することで検討いたしているところでございます。

現況といたしましては、まだまだ課題が多いところではございますけれども、一遍に理想的な形にするというのは難しい面もございますので、できるだけ改善をしまして取り組んでまいりたいというところで思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（林 眞敏君）

防災訓練の実態、あるいはこの町の防災力については徐々にわかってきております。理想を申しますと、まだまだレベル的にはさらに進歩しなければ、安心なまちづくりというのにはまだちょっと難しいこともあると思いますけれども、一步一步ずつ変革をしていただきたいと。と申しますのは、行政が主体でやっていっても住民、町民はその意識になかなか入り込むことはできないという大きな問題点を持っております。

極端な話をしますと、横文字で申しわけないんですけども、DIGとかHUGとかいう、DIGというのは危機予知訓練と、HUGというのは避難所運営訓練ということですけど

も、これ我々防災士としては毎年ずっと訓練はやっております。避難所を運営し、あるいは危機を予知した住民を交えた、住民から主体性を持てるような訓練というのが行われなければ、行政がやっても、行政が幾ら一生懸命走っても、なかなか住民はそれについてこない、そのあたりが非常に痛い、痛しかゆし、なかなか私も声を出せる状況でもないですけども、もうちょっとレベルを少しずつ、同じものをやらずに、避難誘導訓練にしても、先日も堤のほうの防災訓練といいながら避難誘導訓練というのをちょっと、避難誘導訓練というから避難誘導すごいんだろうなと思っていたら、そうでなくて、あそこの堤の婦人の家に避難に見立てた高齢者の方を連れてきて、そこでバイタルチェックというのをやっておりましたけれども、その域を出ない、本当はそうじゃないんだろうと思いますけれども、避難し誘導し、どうすべきかというのは、もうちょっと考えなきゃいけないんじゃないかなということに結論は来るわけなんですけれども、もう少し住民がしっかり交わった、住民が主体性を持った訓練にうまいこと誘導していくというのが、行政がですね、行政がこうやれ、ああやれと言っても、なかなかできない。

地域の住民といえば、やはりそれぞれの区長さんを中心とするような組織になるんだろうと思いますけれども、そのあたりは、またこれから、今、急に言ってもなかなかそうはならないと思います。一步一步、上坊所の自主防災あたりも少しずつ伸びてきているようなんですけれども、そのあたりのことについて、一步進めていただきたいと思いますけれども、26年度の防災訓練についてはどのような形で今のところ考えているかについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

26年度の防災訓練についてでございますが、防火訓練とあわせまして、各地区、大字ごとに輪番制で年に1回実施しておりますが、来年度につきましては、本年度予定しておりました鳥栖・三養基地区の総合訓練を中止したと、そういうことですので、来年はよその地区でそれは実施されるようになりますので、その坊所地区におきまして、今回やろうとしたことを実施していきたいと。ただ、その際には、自衛隊のヘリとかはちょっと難しいかもわかりませんが、先ほど申し上げましたメニューの部分について取り組んでまいりたいと、そのように思うところでございます。

議員も御存じのとおり、要援護者の登録者数としましては、大字坊所地区が一番多いございます。そして、世帯数も、あるいは人口も多いございますので、そういった取り組みを26年度は行っていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

避難訓練、防火訓練とどうしても抱き合わせでやるというのが、今までの形もそうでありました。ちょっと形を変えて、この地域は火災というのはもちろんあります。火災について

の練度は消防団等についても相当高い位置に来ているのではないかと私は思っております。しかし、この地域の災害への対処、安心・安全なまちづくりというのは、そこを焦点にすると、そこばかりになってしまいます。やはりこの町でどういう災害が予測をされるだろうかと、何かあったらどうなるんだろうかというのが、やはりある程度分析をされない、あれだと思います。

フィリピンの災害は御存じでしょうけれども、つい最近、つい最近といっても、きのう、きょうの話ですね。きのうでも高知県で竜巻が発生していますね。これは御存じない方たくさんおられると思います、まだニュース段階ですので。これはもう上峰の木造校舎ですか、これはほとんど屋根が飛んでいったという、今晚のニュースあたりで出ているかも知れません。こういう災害が最近は多いです。あるいは、もちろん地震災害も確率的にはあります。あとは大雨については、ある程度練度がこの町も持っていると思います。竜巻、地震、こういうものをひとつ想定した訓練をやっていないと、火災に応じて避難と、あるいは、それに火災が起こった原因が地震かも知れません。そういう避難というものもありますけれども、もう少しちょっと、その想定を少し動かしてみたいかなものかだと思います。

その前提としては、まず、消防車を動かす、人を動かすという、それ以前に、図上訓練というですかね、災害というのはこういうぐあいに起こるんだよ、こういうぐあいに起こったら、このような形で状況というものは流れるんですよという図上訓練、自衛隊さんはいつもやっているから得意ですけど、そういう訓練が、今、防災訓練としてはされております。県の防災課でもそういう訓練を指導しております。残念ながら上峰にはまだそのことが、県の消防防災課から来ているかどうかはわかりません、要請等が来ているかどうかわかりませんが、鳥栖、江北、武雄、嬉野、伊万里、こちらのほうでも現実に何回もやっております。県の消防防災課指導のもとに、これはDIGという災害を予知した訓練ですけども、訓練というですか、ゲーム感覚でやるんですけども、そういう、まず災害というものはこういうものだよ、こういうするときには、こういうぐあいの流れになっていくんだよというのが組み立てられていないと、消防車が走り、それについて避難訓練というのをやっても、これはその場で断面的に終わってしまいます。一步進めて、そういう訓練に取り組まれてはいかがでしょう。これは県の消防防災課というのに尋ねていただければ、何らかの支援はいただけたと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

議員おっしゃるとおり、災害の図上訓練というのは、これまで本町におきましても行っておりません。よって、職員もそういう、テレビ等で見たことはあったとしても、その経験、ノウハウというのは当然持ち合わせておりませんので、そういったものにつきましては、県等からもお教を請うて、それを今後、取り組みを行っていききたいと、そのように考えるところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

ぜひともお願いをいたします。この仕組みは、災害とはどういうものだというものを認識するのには非常に役立つ訓練です。微力ながらそういうことを計画されれば、私としても、議員としてではなくて防災士として協力し、シナリオの組み立て等にも参加させていただきたいと思っております。

やはりこの町は過去非常に災害が少なかったというのが、逆にいえば裏目に出ているということで、やっぱり災害に強い町をつくるためには、住民みずからがそれに参加できるような仕組みをつくっていくことが大切であると思いますので、よろしくお願いいたします。

次の項目でお願いをします。

○議長（中山五雄君）

林議員、仕組みをつくるかつくらないかの答弁は要りませんか。

○9番（林 眞敏君）

今、答弁要りません。次の項目でお願いします。

○議長（中山五雄君）

わかりました。

次、進みます。2番目の自主防災組織の進捗状況はということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、(2)の自主防災組織の進捗状況ということで御答弁を申し上げます。

過去の答弁でも申し上げたかも知れませんが、本町には25集落ございまして、県からのそういう調査とかペーパーで、そういったことはあつたりいたしますけれども、そういった場合におきましては、本町につきましては、面積も12.79平方キロメートルぐらいの小さな領域の町でございまして、大体1組織ということで、自主防災につきましては御報告を県のほうに申し上げてきたところでございます。

しかし、これを行政区ごとに勘案いたしますと、行政区ごとに自主防災ができていくかという、できていなかったというのが現状でございましたので、一昨年度より、23年度より、その自主防災の各地区における整備について行政としても取り組んできたわけでございますが、今現在できておりますのは、上坊所の1地区でございます。これを町内の世帯数で申し上げますと、野菊の里の世帯を除くところで3,314世帯町内にはございますが、そのうち224世帯、6.8%、人口で申し上げますと、9,549人のうち657人ということで、大体6.9%という率に現在のところとどまっているところでございます。

それで、先ほど鳥栖・三養基地区の総合防災訓練を9月に行う予定だったということを申し上げましたけれども、そのときの訓練を行いたかつたんですけれども、非常に地元の自主

防災組織の区長さんが中止になったことを残念がっておられましたので、来年はぜひとも実践訓練として行っていきたいと、そのように思うところでございます。

それと同時に、組織ができていない残りの24地区につきましても、啓蒙啓発を取り組んでいきたいと思っております。

今年度、私どもも以前行いました区長さん、あるいは民生児童委員さんたちの勉強会といえますか、そういったのを行おうかということで計画しようと思っていたんですけれども、11月に民生児童委員さんの改選時期でありました関係上、今度また3年間の任期に11月から入られるわけでございますが、それ以降がベターではないかと、そういうことも思いましたものですから、来年度にでも自主防災とはどういうものかというのを、勉強会を開催する機会を設けていきたいと、そのように思っておるところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

私が23年の3月議会で質問した、このままちょっときょうはコピーして持ってきましたけれども、そのとき町長は、一刻も早く自主防災組織の拡充が必要であると思っておりますということを明言されております。明言されておるということは、つくらなければ行政の怠慢ということになると思います。

ちょっと痛いことを質問させていただきましても、これは10年前に発行された上峰の第3次総合計画ですね。ここに、ページにすると126ページでありますけれども、「さらに地域の自主防災体制の確立に取り組むことが必要です」ということで、最後には、施策の内容としては防災体制の確立、1、地域防災計画の策定、防災体制の確立というのが10年前に、その次のページにも自主防災体制の充実ということで、自主防災体制の強化促進、防火、消防設備等々ありまして、自主防災体制の強化促進を図りますというのが、10年前の——もう10年じゃないですか、10年過ぎましたね、12年ですか、そのぐらい前に、この第3次総合計画にうたってあります。その間の10年というのは何だったんでしょうかと、空白の10年と言ってしまえば言葉にはいいようですけども、その間に空白の10年があったと、私はそう思っております。

私が議員になって、このことについて一生懸命言い出したのが、少しずつこうしたんじゃないかと、10年前の町の総合計画、これについて、10年間の空白があったのではないかと、これについて、今おられる執行部の方は恐らくこれに携わられた方がおられるか、おられないかわかりませんが、もしおられるとしたならば、この後には審議の過程でどういうことがあったか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。私は、この策定とはそういうもので全く関知しておりませんので、もしおられたら、あるいはこのときの状況を知っておられる方がおられましたら、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

12年前に企画課にいたかどうかというのは、ちょっと定かに、今、御返答できないところではございますけれども、それを策定したというのは、当時、阪神・淡路大震災とか、それが起きまして、その後、直近ではなかったかと思うんですけれども、そういった大災害が起こった場合に、やっぱり住民それぞれの相互の助け合い、そういったものが非常に効果があらわれると、そういったものの検証が行われたから、そういう自主防災というのは国レベルにおきましても啓蒙啓発されて、そして、地方自治体のほうに指導が言ってきたということで記憶しているところでございますけれども、議員が先ほどおっしゃいましたように、本町が災害が昭和28年の水害以降、平成3年の台風、それ以外につきましては、おかげさまで自然災害に見舞われることも少なかったものですから、私どもも含めたところで平和ぼけ的なところがあると思うんですけれども、そういったもので、やっぱりほかの業務に傾注することが必要で、そちらの方面にはなかなかおざりになってしまってきた現実があると、そのように認識しているところでございます。議員の皆様方も、地区に帰られましたらよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○9番（林 眞敏君）

私は、決して行政の方々を責めているわけではありません。やっぱりあるべき、本来あるべきことをやって、あるいは、忙しいとかなんとかでちょっとなおざりにされていたのではないかという、町の一番弱点の目をどうしても戻していただきたいということですね。

ちょっとまた質問させていただきますけれども、この自主防災組織については、県の指導はどういうぐあいになっているのか、急いでつくりなさいと言われているのか、あるいは地域の実情に応じてしようかという、何らかの県からの指導があるんじゃないかと思えますけれども、これはいかがでしょうか。

そして、私事で失礼ですが、地域の防災のために何かしなきゃいけないかということで、広報かみみねに、ずっと防災コラムということで、ちょうど13回目ですか、出していますけれども、このようなことをみずから自己宣伝はしたくはありませんけれども、こうして町の防災というものを考えていっていただきたいと思います。この件について、県からの指導はあるのかなのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○総務課長（池田豪文君）

県からの指導と申しますか、要請というか、そちらの方面はあります。ただ、ノルマというのはちょっとございませんので、あと、自主防災にあわせまして、今、近年あっておりますのが、消防団の団員確保、そういったものについてあっております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

総務課長ばかりになると非常に大変でしょうけれども、副町長、あるいは各課長とも、こ

の件については自分の正面のところもあると思います。それぞれの方の正面について、やはり自分のこととして町の危機管理意識について少しずつ考えていっていただきたいと思います。

また、現在、町の直接この防災関係に携わられている職員は非常に少ないと思いますので、総務課長も御存じだと思いますし、これを1人の職員に重たい荷物を持たせるんじゃなくて、各課それぞれが自分の正面の防災については考えていっていただきたいと思います。この自主防災組織につきましては回答は要りません。次に進んでいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。3番目の防災資機材、備蓄の状況はということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、3番目の防災資機材、備蓄の状況につきまして御答弁申し上げます。

災害用品につきましては、昨年度より備蓄を開始いたしまして、今年度で2年目となっております。昨年度につきましては、アルファ米、乾パン、保存飲料水の食料のみでございましたが、今年度からは機材や消耗品も備蓄して、食料につきましては、保存期限でローテーションをしていく計画をしております。

ちなみに、その内容を申し上げますと、毛布が20枚でございます。タオルが100枚、トイレットペーパー、これ1段ボール、96個入っておりますけれども、それとティッシュペーパー、これ60個1ケースでございます。そして、紙おむつ、これは幼児用と大人用と180枚ずつ、生理用品が360枚、ブルーシートが2枚と非常用のカセットコンロ1、簡易トイレ1、それに保存食料——これ、備蓄保冷库はちょっと今年度はやめております。

以上、資機材、消耗品についても備蓄を計画いたしまして、5年で食料についてはローテーションをするようにしておりますけれども、これを備えたといいたしましても、大体100人から150人程度だろうということっております。3日間の備蓄ということを勘案しますと、食料についてはそれぐらいしかないだろうと。

より多くの、やっぱり防災用の物資を整えていくためには、当然、保管用の倉庫を整備していく必要もございます。議員も過去の質問におきまして、小学校の給食センターの利用はどうかというありがたい御質問をいただいたことがございますけれども、そういった保管するような倉庫を準備していかなければいけないということで考えておりますが、不足した分につきましては、支援協定を締結しておりますイオンとか、あるいはセブンイレブンのほうに緊急連絡をいたしまして要請していくと、そういう対応をしていかなければいけないと思いますが、なおかつ、各御家庭におきましても、人数に応じたところで保存食の備蓄をしていただくような啓蒙も、あわせて図っていかなければいけないということでは思っているところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

防災備蓄についても、また要らんことを言うようですけども、またこれにも書いてあるんですよ、10年前にも同じようなことが。防災備蓄の推進と都市防災の強化に努めますと書いてあります。やはり書いてあることは少しずつ、今また起こして実行していただきたいと。

この防災については、もちろん今、課長が言いました行政の備蓄、それから、各家庭における備蓄、やはり各家庭における備蓄というのは非常に大切です。行政による備蓄というのは、当然避難所、あるいは避難者に対する備蓄というのがメインになると思います。家庭における備蓄というものは、やはり自分たちの目の前にあって、食べ物じゃですけど、そこに手がつけられるところも基本的にありますので、このあたりの防災備蓄に対する考え方、これも折々町民の方に意識を持ってもらえるような政策をお願いしたいと思います。これは防災、備蓄については大きな問題でありませんが、これで終わります。

次に進んでいただきたいと思います。次はちょっと大変なことになりますので、よろしくお願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。4番目に避難所標識の設置はということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、4番目の避難所標識の設置はにつきまして御答弁申し上げます。

県内でも多くの市町におきまして、この避難所を示す案内板、そういったものが取り付けられております。それで、本町におきましては10カ所指定避難所を設けておりますが、その10カ所につきまして、平成26年度の当初予算に計上していきたいと、それで26年度に整備を図っていきたいということで計画していきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（林 眞敏君）

ありがとうございます。

つけていただけるということで、これは大きく、特にこの町に生まれ、この町で育ち、この町で現在住んでおられる方については、もう地域の特性というのは十分わかっておられる方が多いと思います。しかし、この町は町長も人口問題、いろいろなことで説明されておりますけれども、やはりよそから入ってこられる方が、この町にはどんどんふえています。ということは、何を言わんかということ、やはり何かあったときに、俺はどこに行ったらいいんだというのがわからないのが現実ですね。それを、あなたはここに行ってくださいというのは、行政が言うんじゃないくて、本人がみずからそこに走っていくのが避難所ですよ。こういうことになっております。

これも、上峰町の地域防災計画の20ページに避難所についての整備、ちゃんと避難標識をつけますというような項目で書いてありますね。やはりこれがあるとないとでは相当違うと思うんですね。この近所で一番目につくのは34号線、神埼庁舎の前、総合庁舎の神埼庁舎の北側のあそこには、ちゃんと避難標識が目に見えるところに、道路際にぱっとついておりますから、これも参考にされるかされないかはまた別にしまして、しっかりとつけていただきたいと思います。これは、やはり地域の人の安全・安心をつくるのに非常に大切なものだと思います。

ちなみに、これはちょっと話が変わりますが、うちのまちに1メートルの水かさが増したら、どこまで来るんだよという、海の水が1メートル増したらどこに来るんだよというのを、電信柱の輪で書いてあるまちまであるんですね、電信柱に。ここが水がどれだけ来たら、このまちの電信柱、ここまで水が来るよという標識をつくって、率先的に防災に努めているところもあります。26年度の予算でもって計上しているということをいただきましたので、ありがたいと思います。

次に進んでいただきたいと思います。5番のほうでお願いをいたします。回答はいいです。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。5番目の教育現場の対処訓練はということで、執行部の答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

林議員から教育現場の対処訓練という御質問でございます。

小学校では自然災害の訓練として、地震、火災、水難等の訓練をそれぞれ年に1回実施しております。地震、火災では関係機関の協力を得まして、避難訓練や講話を実施していただいております。水難では、梅雨時期の川やクリークが増水した箇所を教職員が現地を踏査して、児童にこの場所は危険だよというふうなことで、近寄らないような指導をしています。中学校についても、同様な訓練を実施しています。台風については予報がありますので、朝から接近をするという場合は休校とし、夕方接近するという場合には下校を早めたりすることで対応しております。

それぞれ保護者には、まちc o m iメール等を利用してお知らせをしております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

今、教育課長が保護者に、あるいは教職員という話が出ましたけれども、この防災、危険箇所とかなんとかというのは、指導者、教師がやるんじゃないんですよ。これは、子供たちみずからにやらせないと、判断基準というものは間違えます。この点で注意していただかなきゃいけないのは、こういう危険箇所、ここは親が危険箇所だよというのは、ちょっと観点が違うんですよ。危機とか危機管理とかいうのは、親がやるんじゃないくて、その当事者がみずからやっただけのが、これが本当の危機ということだと思います。

対処にしても一緒ですね。子供たちみずからが、自分の下校、あるいは登校、あるいは遊びに行くところ、そういうところは子供たちが歩いて、ここはお父さん危険だよ、ここはお母さん危険だよというぐあいになっていかないと、無理やり保護者がやっても、保護者は危険だと思ったけれども、子供はそこは危険じゃないというのは認識ずれが相当あります。このあたりはちょっと考えを変えていただきたいと、子供たちみずからにさせるのが本当の危険を予知する訓練、体で覚える訓練だと——体で覚える訓練じゃないですね、体で覚えることだということにつながっていくと思いますので、そのあたりのちょっと感覚を、もしできるのであれば修正をしていただきたいと思います。

それと、これは今、子供の対処訓練、地震、大雨等に対することはわかりました。それでは、今度は子供たちはみずから自分の命を守るというのは、ある程度は本能的に気づきます。それでは、今度は地震が起こった場合、教師は、指導者はどのようなことができるかということです。その教育者がどの程度の認識を持っているか、東北の震災でもありましたですね、先生が生徒を集めて校庭に並べと、並ばせて集まるまで待った。集まるまで待ったときに、津波が本来海のほうから来ると思ったら川のこっちから来たと、ほとんど児童・生徒、先生を含めてお亡くなりになったと、こういうことはもうこれ現実にはありましたですね。こういうことについての先生、教師、教育者、これがどのぐらいの知識を持っているかと、また、そういう人たちの知識が人を助け、何かあったときには子供たちの命、あるいはみずからの命、これを救うようなことになるのではないかと思います。

もう1つ、東北では「てんでんこ」という言葉を聞かれた方もおられると思います。「てんでんこ」、これは東北ではずっとはるか明治期の昔から使われていた言葉だと、それが現在はぷつつんと途切れたというのは、やはりそのようなところにある。「てんでんこ」というのは、何か起こったらてんでんばらばらに逃げなさいよと、先生が集まるのを待って逃げるんじゃないくて、てんでんばらばらに逃げるということを、昔から「てんでんこ」という言葉が使われていました。このあたり、学校の先生なり教師なり、学校を指導する者、預かる者としての防災に対する教育現場についての認識をちょっともう一度、教育課長のほうに伺いたいと思います。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

林議員の教育者の知識はどのような認識を持っているかというふうな御質問でございます。

教職員につきましては、その担当の教職員がおります。そういう災害時の教職員がですね。その教職員を夏休み中、県の教職員課が主催いたします危機管理の講習会、交通安全の講習会が2日ほどあっております。その研修に赴かせまして、そこでその代表の教員が研修を受けてくると、その研修を受けたものを学校に持ち帰りまして、学校の教職員のほうに伝達をするというふうにやっております。

また、地震につきましては、つい最近、地震による火災訓練を行いました。それにつま

しては、西消防署のほうから消防士の方もお見えになりまして実施をしたんですが、その内容としましては、机の下に隠れると、地震——私が防災士の議員にこういうことを言うのはちょっとおかしいんですが勘弁してください。机の下に隠れると。地震が揺れなくなるのを確認したところで、火災が起きたということでございますので、火災現場から一番遠いグラウンドの隅に避難をするというふうなことで、実際の訓練を行ったと聞いております。その様子を見た消防署員の方から、教職員についても指導を受けております。

また、その際、AEDの講習会等も実施をいたしております。

また、小学校では教室で地震があると限ったことではございませんので、トイレとか特別教室、そういうところにつきましては、避難経路の図面をつくりまして、常に子供たちの目に入るように、この場所で何かあったら、こういう避難経路でここに逃げましょうということを図示してやっておるということでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

教育者の認識、これが一番大切だろうと思います。子供たちは本能で持つていく。先生が、おまえ逃げるなど、こっち来いというような、もしそういう感覚を持つておられると、やはり先生自身の個々の判断力に大きく差がついてくると思います。地震が起こったときに、机の下に入るんだよというのは、これはよく言われる言葉ですけれども、これも今、問題視されております。果たして机の下がいいのか悪いのかということは、今、既にもう問題視され、よくないという方向に行っていると思います。学校においても、非常口のそばには物を置くな、非常口から逃げるにはどうするんだということを手順としてつくっておられるということで、これは余りそこに授業の時間をかけるとほかの科目が進まなくなると、これは大変いけないことではあると思いますけれども、最低限、自分の生き延びる道、生き延びる方策、これは小さいときに育てておいていただきたい。教育者についても、そういう教育をしていただけると、子供は確かに親が言わなくても本能というものがありますので、本能というものはある程度しっかり教えていけば、それができると思います。そのあたりを、子供たちの安全を確保する上で、千年に一度か万年に一度か百年に一度か、あるいは十年に一度かわかりませんが、いつ起こってもいいような形を子供たちにつけさせてやりたいと思います。そういう教育ができる先生をつくっていただきたいと思います。

次に進んでいただきたいと思います。原発のほうでお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。原発災害について、避難者の受け入れ体制はどこまで計画しているか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、原発災害につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

佐賀県におきましては、九州電力の玄海原発から重大事故を想定いたしまして原発から30キロ圏内、UPZの範囲内の住民の方々を30キロ圏外の他市町へ避難させる計画を作成されています。それは、30キロ圏内の各地区をおの区分いたしまして、地区ごとに他市町の避難所へ避難させるというものでございます。

本町には、唐津市の鏡山添と申すと思うんですけど、などの7地区の住民の方々、総勢3,200名ほどが町民センターとかおたっしや館、学習等供用施設等、10カ所の指定避難所へ集団避難することが決められているところでございます。

実際に原発の事故が発生した場合には、各施設への利用予約があったとしても、優先的に避難者を受け入れることとなりますけれども、避難想定者が3,000人を超える人数でございますので、本町で備蓄する防災用品では事足りず、応援協定を結んでおりますところのスーパーとかコンビニに資材の協力をお願いする、そういったことにもなってこようと思いますけれども、一番の問題点といたしましては、避難所に従事する人員の確保ということを考えております。

議員も御承知のとおり、本町の職員数につきまして現在68名と少ないものでございますので、平常業務を行いながら避難所設営の仕事が加わりますと、非常に厳しいものがございます。よって、そういう場合には、やっぱり災害ボランティアの要請とか、そういったものも今後課題となってこようということを考えております。

また、自然災害によって本町の住民も避難が必要とすると、そういう場合も想定されますけれども、そういった場合には、本町の住民もその指定避難所を使う場合が多々あるかと思っておりますので、そういった場合に唐津市の避難者の方たち三千有余名を同時に避難させるというのは困難なことではなかろうか、そのように考える次第でございます。

これらのシミュレーションといいますのは、現在、頭の中だけでしかできておらないところでございますので、実際、事が起こったとします場合には、非常に困難な状況も生まれてくるものということで認識をいたしております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

総務課長にお尋ねしますが、この原子力防災対策の件で、私どもの上峰町には、私も資料を持っていますが、3,282名という避難者を受け入れるような形になっておりますけれども、今、この上峰町で受け入れる施設としては避難所と、町民センター、おたっしや館、学習等供用施設、中学校体育館、上峰町体育センター、これ2つ、それから農村集落、小学校体育館、農村婦人の家、屋形原公民館となっておりますけれども、ここに果たして、もちろん3,200人が同時に来るとは限りませんが、3,200名という前提であった場合には、これだけの施設で収容できるのだろうかという、これは大きな問題、もしそうでなければいいですけど、そうなったとしたとき、農村婦人の家、屋形原公民館だけでも125名の避難者

を収容できるのか、このあたりは無理ですよというのであれば、行政として県のほうに意見具申ができるのか、あるいはもう、おまえのところは3,200名受け付けろという形で来たのか、そこをちょっと知りたいと思います。

私は、現実はこの避難所、これだけの避難所で3,000名の避難者を受け付けるのは100%無理だと、どういう基準でつくられたかわかりませんが、1メートル四方が1人と、あるいは畳1枚が1名と、畳1枚ではとてもじゃない、この半分以下になりますけどですね。こういうところの基準について、県の指導でおまえのところはこれだけ受け付けろと言われたのか、あるいは、そうであったら当然1人の占有面積はこれだけになるよという、そのような基準、あるいは受け付けられませんので、私のところはこれだけしかできませんよという、その言葉のやりとりあたりはあったのかどうか、この際ちょっと聞きたいと思います。お願いします。

○総務課長（池田豪文君）

まず、30平方キロ圏内にどれだけの人口があるかということで割り出されているものと思います。それで、必要人数がこれだけいらっしゃるから、あと、それを30キロ圏以外の市町に分配した場合はどうなるかというのが、まず一つベースになっているということで思っております。

県のほうからそれは振り分けをされておりまして、施設の面積に応じたところで、今おっしゃいましたように、1人当たり、例えば、2平米とか1平米とか、そういったものでございますので、実際に議員おっしゃるように、婦人の家と屋形原公民館に125名、実質的に入るのかと、立ったままでは入るかもわかりませんが、それを寝せるとか、そういったことが当然必要でございますので、なかなかそこら辺は無理がある数字だということで私も思いますけれども、それに対して、こちらのほうも一応そういう形での指示という形で来ておりますので、無理なところを承知でじゃないのかなと、現場を見に来られたわけじゃないからですね、そういったところは議員が想像されているとおりでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

県の方策と町のことについて、これはもう100%不可能といえは不可能ですね。立って入るわけにいかないのです、そして、原子力災害というのは、1日や2日じゃなくて、どのぐらい長期にわたるかというのは、今の災害を見ればわかると思いますけれども、これは実態に合った計画なのか、あるいはもう新設されてとりあえずつくらなければいけないからつくったのか、あるいは今後それを、3,200名というのが、唐津市の中心部、恐らくこれは唐津市の東唐津1丁目、2丁目、3丁目、4丁目とありますので、恐らく中心の地域の方だと思います。

先般も3県の合同の防災訓練行われましたですね。このとき、鳥栖に避難されるような方

はどういう経路をどう通っていくというような実証訓練ですかね、これもされておるようですけれども、このような訓練を上峰町はその場面にいなかったからよくわからなかったですけれども、この計画については、今後、例えば、病院、あるいは野菊の里とか、こういうような施設でも可能なところがあれば、もう少しずつ調整され、ただ、これをつくりっぱなしでそのままでは一步も進みませんので、逐次どこまでできるかはわかりませんが、一歩一歩何らかの形で計画だけは推進しておいていただきたい。

伊万里は本気ですね、もう。市長さんから頭に湯気が上がったようなことを言っていますので、それだけ向こうは大変だと思います。PAZの中に入っているんですかね、その地域に入っておるということとありますので、私たちの町も何らかの、最初から無理につくって、この中に押し込めると言っても、これは無理なことであって、もう少し柔軟になるものか、ならないものか、このあたりも検討していただきたいと思います。

それと、もう1つは、私の思っているのは、避難者のケアあたりはどういうぐあいになるんだろうかということ、ちょっと私もまだ疑問に思っているところでもありますけれども、上峰町は当然、被曝されたか、されていないかは別にしても、通常健康チェックはされるでしょうけれども、あと、計画によると被曝者の診断措置、放射能に対する汚染の状況、放射能に汚染された廃棄物の処理とは、こういうのを町に命ぜられておるようですが、これができるんだろうかどうかについて、これ、ちょっと本当正直なところ答えていただきたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

この避難計画の原案が示されたのが、もう一昨年になろうかと思うんですけれども、県のほうで20市町集められて会議がございまして、そのときにも市町からの意見としましては、県内だけでなく近県にも御協力願って、例えば、長崎とか福岡県内にも避難をさせるような方向づけはできないものかと、そういったことも意見として出たんですけれども、やっぱりそれは県と市町のちょっと違いというか、もう向こうのほうで決められましたので、こちらのほうでは一方的だなということは私どもも思ったんですけれども、私たちレベルではどうしようもないところはあったところでございます。

それで、あと、今御質問がございました被曝関係の件ですけれども、それについての私どもは知識もございませんので、それは無理だということで思っております。だから、測定するとか、そういったことについては、前ちょっと聞き及んだところでは、途中で測定器とかを設けまして、そして、移送してくる際にはかるとか、そういう手段を考えられるということ、聞いたような気がするんですけれども、ちょっとそこら辺のところはうろ覚えでございますので、こちらに到着されてからはかるといって、はかると申し上げましても、そのはかる機械ですね、そういったものを今、現状としましては本町のほうでは持ち合わせておりませんので、そういったものが本当に必要になった場合には、そういったものの機器類ま

で購入していかなければいけないような感じになろうかと思います。

それと、あと、医師と看護師、それに保健師、そういった手だてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、こちらのほうも災害が起こった場合と原発だけの場合では、大分状況は違うということだと思います。こちらでも災害が起こった場合におきましては、こちらの災害で手いっぱいになって、とても受け入れる余裕とか、そういったものがない場合もございますので、ケース・バイ・ケースで変わってこようと思っております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

これは質問ではありませんので、こういう問題が私どもの日ごろ携わらないような危機管理というものです、しっかりと関知していただきたい。特に総務課長、正面ばかりだと総務課長だけしか答えがありませんので、そうじゃなくて、町全体として捉えていただいて、これからさらにしっかりとした安心・安全な災害に強いというまちづくりに努力して、私もいきますので、皆さんもよろしく、行政の方もお願いをいたします。

次のことをお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。大きな2番目、まちづくりについて。その中の1点、新しい発想で、活性化策は持っているか、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

林議員のまちづくりについて、新しい発想での活性化策は持っているかということでございます。

この議会でも以前申し上げたことがあると思いますが、まちづくり、お祭りが無いという言葉が象徴的なように、これまで商工会の皆様方がさくら祭りというお祭りを起こしていただきましたし、また、町民市の皆様方も町の活性化のために、自分たちが主体的に立ち上がってみようということで行っていただいております。加えて、先般はかみちゃりグランプリなるものを、これは商工会青年部の方々が起こしていただいているということでございます。

こうしたまちづくり活性化を進めていきたいと言われる方々のネットワークを強くしながら、これまでありました既存のお祭りの集約を図って、祭りをつくっていくことが必要ではないかと私も思っております。議会からの御提案もあり、肥育の、昔、産業祭で提供されていました上峰のお肉についても、お祭りを開催して提供してみたらどうだという御提案もあったところでございます。聞くところによると、この間、農業まつりに行ってまいりましたが、肥育牛の販売を、これは補助金を出していなくても販売をされておられました。町財政が厳しい中、これまでのような対応は難しいと思いますので、そうしたところも協議をしてみて、御理解いただければ、お祭りの上でそうした肥育部会の方々の御協力を得られ

ればと思うところでございます。

決してまだ協議をしておりませんので、何か決まったことではございませんが、やはり祭りの必要性は議会からもかねてから言われていることであり、こうした主体で一つ一つのお祭りのネットワークをつくりながら協議をしていただけるように、町としてもそういう場をつくっていききたいなということを考えております。

○9番（林 眞敏君）

私も何らかの形で、このことについては関心を持っております。農業まつりのことが出ましたけれども、去年の農業まつりには私も行きました。たまたま江崎課長もそこにいて、ばたっと顔と顔を合わせたことがありますけれども、こういうものを外、私たちは上峰にいるから上峰の中だけでの物事の思考というのはできておりますけれども、そうでなくて、よそに一步町を出て、他の町に行ってみればよくわかるんですね。やはりこの私の町がどうなんだ。さくら祭りもいいですがね、町民市もいいです。果たしてこれが外から見た目では、どういうぐあいに感じるだろうかという目を養わないと、町の中にいて、町の中のことについて見たところで、やはり同じだと思います。

町民市もせっかく立ち上げていただいておりますけれども、現状を見ると、やはりちょっといまいちな感じが私には映ります。これはせっかく町で何かやろうというまちおこしやつたんですから、外からこれを見たときどうなんだろうかというぐらいの目を肥えさせて、肥えていけば、町民市というのはいかにあるべきかなと、現状では一生懸命振興課長のほうで努力してやっておりますけど、外から見たときには、だんだんだんだんじり貧のような感じもしております。この町でせっかくつくったものは途絶えさせてはいけない、しっかり守っていく、そしてそれをできれば広げていって、皆さんがそこに集えるようにしていかなければいけないと思います。

せっかく先般の青年部のかみちゃりは来年もやりたいというすばらしい意気込み、若いところにはそういう意気込みもあります。これをしっかり大事にしていかないと、また静かな町になるのではないかと危惧しております。外の目、あるいは逆に、私ども上峰町がよそのまちの祭りを見に行くことによって、なるほどこうなんだと、物の見方を変えていかなければいけないんじゃないかと思っております。

また、これはちょっと私、勝手に非常になんですけどね、今、長崎街道というのは、もうこれ、振興課長も御存じですけども、長崎街道というのは基山町、鳥栖市、みやき町にもありますね、通り、それから吉野ヶ里町はちょっと薄いけれども、神崎市、佐賀市と、長崎街道に関する催し物、それを大切にしていこうという、まちの財産にしようという空気もあります。残念ながら上峰はちょっとそれが弱いということですね。村史を開けば、ちょっとそのことも、長崎街道についても入っております。あるいは、これは同僚議員から聞いた話ですけども、切通の交差点のところに昔、長崎街道の標識があったと、これはほとんどの

方は御存じ、私は全く知りませんでしたけれども、そういうものが残っていたということで、これもまちおこしの一つの、よそが既にやっていると、私の町もやろうと思ったら何らかの形でできるよというものですね、町につくり上げていきたいと。

この町の人口というものはふえているというのは、これはよそから移動してこられる方が多い、町の中から人口が膨らんでいっているんじゃないくて、よそから来た方はやはりこの町に来たら、今度はこの町を愛していく、この町を育てていく、新しい風になると思います。そのような風を大事に育てていって、今度は上峰町の町民として、上峰町を外に発散できるような町をつくり上げていかなければいけないと思いますけれども、これについては、いろいろあると思いますけれども、こういうことについて、これはやはり町長、あるいは副町長のほうに答えていただかねばいけないと思いますので、ちょっとこの町に対する思いを聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

長崎街道を中心としたお祭りづくりということでしょうか。それに対するやる気をとということですか。（「お祭りじゃなくて、こういう認識でもって、この地域の町おこしを復活すると」と呼ぶ者あり）

林議員のまちづくりについて、文化の継承についてというところで御答弁申し上げようと思っておりましたけれども、切通の道標、道しるべについて、まずお答えさせていただきます。

切通地区に旧長崎街道当時の石の道標があったのではと、あったとすればその復元はということだと思いますけれども、御承知のとおり、長崎街道は小倉と長崎を結ぶ江戸時代の西九州の幹線道路で、佐賀県内の正式な宿場は東から田代宿、轟木宿、中原宿、神埼宿、境原宿を経て佐賀城下へと通じています。この正規の宿場のほかに、村田宿、寒水宿、堤新宿、目達原宿、田手宿など、街道沿いに町家が集まり集落を形成したということで、現切通集落は17世紀に堤新宿と呼ばれ、長崎街道の宿場町として発達したと言われていると、村史に記述があるとおりでございます。

こうした長崎街道は、現況でいきますと切通、34号線のあのビジネスホテルがある切通の34号線を始点として、北茂安三田川線の分岐、交差点の分岐のところまでが上峰町内の長崎街道ということになると思いますが、これを中心としたお祭りを、また新たに立ち上げるということは、議員からの御提案があって検討はしなければいけないと思いますけれども、私はこの総合計画にも書いております愛郷心を養うために生きがいと感動に満ちた暮らしの確保、町民が主体となって取り組める文化芸術活動の促進をもって上峰に対する愛郷心というものとは生まれてくるものだという思いがございまして、総合計画でも記しております現況でございます八藤遺跡、米多浮立の保存を中心とした、これまでの伝統行事に対する敬意と地域の五穀豊穰を祝うお祭りということだとか、例えば、今、主体的に起こしてくださった、先

ほど申し上げましたかみちゃりグランプリを初め、さくら祭りやら町民市の皆様方の思いを支えた形でのお祭りの形成というものが、最も自然に主体的に町民の皆様に浸透してくるものだという思いを持っております。

そうした意味では、行政が押しつけてお祭りをお願いするのではなく、今あるものをネットワーク化して、皆さんがお祭りに対して自然に入っていける形を整えるのが役割だと、また、予算をつけるのが役割だというふうに思っております。現在、その切通の長崎街道を中心としたお祭りということについては、検討をさせていただきたいと思います。

○9番（林 眞敏君）

今、私はお祭りをするということをおっしゃるわけじゃないです。長崎街道の説明をされましたが、それはもう嫌というほどわかっております。お祭りをしようというのではなくて、ここも長崎街道の一部だったんだよという消えた標識をまた建てればそこで済むんじゃないですか。あるいは、郡境のほうの、今いろいろ文献を見ると、間違いなく今の34号線にかぶっておるようです。ここを長崎街道だよということを位置づけるようなことをすればいいと、そこで何をかぶってお祭りをするということをおっしゃるんじゃないやありません。ここを長崎街道ですよという町民に知らせる、町民が知る、このことが大切です。それがまちおこしだということでもあります。私はそういう思いで今の質問をしました。

時間も時間ですので、次に進んでいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。2番目、文化の継承についてということで、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

そしたら、私のほうから文化の継承についてということで、町歌の件についてお答えをさせていただきますと思います。

議員御指摘の町歌となっておりますが、これは郷土唱歌のことだと考えております。これでよろしいでしょうか。

そうしましたら、郷土唱歌について、今回、この御質問をいただきまして経緯を調べましたら、上峰村史の冒頭に郷土唱歌、作詞作曲古川太七として楽譜と歌詞が掲載されているだけで、それに、この唱歌は大正中期ごろより歌われたと記されているだけでございまして、詳細は全くの不明ということになっております。

その後、町長さんが平成22年の第1回の定例議会の施政方針の中で、こういった唱歌を広めて町民の一体感を出す、そういった手段にしたかどうかということで述べられておりますし、同じ22年の第1回の定例議会の中で、松田議員さんもそういったことの趣旨で御質問されて、町長もぜひその機会をつくっていきたいということで御答弁されております。

現在、上峰音頭と郷土唱歌と裏表、A面B面になったレコードがございます。それは昭和56年8月につくられております。当時のレコード会社自体は、現在、インターネットでも社

名は載っておらず、電話をしても電話に出ません。ということで、もう今は存在しない会社じゃないかと考えております。ですが、当時の契約書によりますと、レコードの原盤権は当社のほうで管理するという条項がうたわれております。こういうことがありましたもので、この原盤権というものについてちょっと安永弁護士事務所の藤崎弁護士さんにお話を伺ってきました。この原盤権というものは、レコードをつくる際のミキシングとか、いろいろそういった形の手間賃のことで、それが最初につくった方がそういった権利を有するということで、これを侵して勝手に複製して使うということになれば、法的な問題が発生するというお話でした。

ですので、今、会社がないということを申し上げましたけれども、この原盤権が会社が倒産されて、その債権者に渡っている可能性もありますし、吸収合併された場合は、その合併した会社のほうで原盤権を持っている可能性もございます。いずれにせよ、原盤権が現在どこにあるかというのを調査する必要があるという弁護士さんのお話でございました。もしこれで調査した上で、どうしてもわからないということであれば、文化庁のほうでそういった原盤権は管理しておりますので、文化庁長官に裁定の申請をして、長官が認めた場合に初めて利用できるというような手続をとらなくちゃいけないということで、先日、藤崎先生のほうから御指導いただいたところでございます。

ですので、今後、現在あるレコードの音源をCDなりDVDなりに焼くこと自体はすぐできると思うんですが、それを町として大々的につくって、町民の皆様には有償なり無償なりわかりませんが、配布していくといったことをするためには、そのこのところの原盤権の問題をクリアする必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

課長のお話では、これは歌ってもいけないのか、あるいは、その原盤を使ってコピーしてはいけないのかという、そのあたりはちょっとわからない。町長もかなりのこのことについては、思いはあると思います。私は、この町に生まれて育った人は、何らかの形で耳の中に聞いてこられると思うんですね。私は今議会の少し前にこのような歌があるよと聞いて、初めて、何だ、上峰に来て20年にたって、やっとこんな歌がこの町にあったのかということでびっくりしたわけですが、やはりこの町に住めば、この町の歌を愛する、小学校の卒業式、あるいは中学生になるときの入学式とかには、この町の歌を歌わせてこそ、やっぱり町に対する認識ができると、国歌を斉唱することは、日本の国民ですよということをみずから言っていることと同じことですね。

この歌を、私もこれコピーさせてもらって、作詩作曲、大正時代というのは持っておりますけれども、この町にこの歌があり、この歌をこの町で歌われないというのであれば、この町に対する愛着もちょっと小さくなっても当たり前だと思います。やはり著作権——著作権

じゃない、何やったのですかね、それは何年かたったら消滅する、著作権だったら何十年かたてばなくなるということがありますけれども、この件についてはどうかよくわかりませんが、ぜひこの歌を、町にこんなのがあって、これが誰々の中で口の中でもごもごもごとされとったんでは、町民として恥ずかしいと私は思います。

町長、いかがですか、これ。大っぴらにどんと町の公式行事としては歌って、町民の認識を高めていくような施策はとれないですか。

○町長（武廣勇平君）

林議員がこの歌の存在をお知りになられて、町民の皆様に歌い語り継がれていければいいんじゃないかという思いは、私も以前施政方針に書いてとおり、同様に思っておりました。一度、区長会の定例会後の場で皆さんにこの歌を示して歌ったことがあったと思いますけれども、やはり先ほどのまちづくりにも関連しますが、長崎街道にしてもそうですけれども、やはり時代が大分、何て言うのかな、行政主導で今ある文化を見ずに、過去これがあったからということで、これをやりましょうという時代じゃないんじゃないかなというふうな思いを持ちました。やはり住民の皆さんが主体的に取り組むことを支えていながら、伝統文化活動、現在もさまざまな活動をしていただいております。そうしたものをお支えし、主体的に住民の皆様方がその活動を広げられる、そういう環境をつくることが大切ではなかろうかと思えます。

やはり愛郷の心というのは、子供たちにすれば人生を変えるような恩師との出会いであったり、地域でのさまざまな伝統活動を通じた人との出会いであったり、その中の人と人のかかわりの中で、そうした心は芽生えるということであれば、行政が押しつけていくということではなく、自然に歌われる環境が必要だということで、私もちょっといろいろ考えてみましたが、ぜひ林議員にはこの愛郷心を養う上で、郷土唱歌が自然に歌っていただけるための機会、適当な提案をいただきたいなと思います。まず、議員さんから歌っていただければと思います。

○9番（林 眞敏君）

簡潔に行きます。

国歌もそうです。国歌も国が国民に対して歌っているんです。郷土唱歌も同じです。下から盛り上がると歌えたらと、知らない人は歌えないですよ。やっぱり知らしめる、そして歌えるようなものをつくらないと誰も歌えないと思います。私もわかったから歌えるような気持ちになる。やっぱり大事なものは行政としてもちゃんと追っかけていっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（中山五雄君）

9番林眞敏君の一般質問が全て終了いたしました。お疲れさまでした。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時15分 散会